

さらなる権限移譲基本計画

平成18年2月

滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会

目 次

第1 権限移譲の基本的な考え方

- 1 さらなる権限移譲基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 移譲事務の選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 分野ごとの権限移譲の推進の考え方
 - (1) 生活行政に関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 環境行政に関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 福祉行政に関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 保健・医療行政に関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 農林水産行政に関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (6) まちづくりに関する分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (7) その他の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (8) 個別法に基づき移譲できる事務権限・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 権限移譲の進め方
 - (1) 市町・県の移譲協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 移譲対象市町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (4) 移譲時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (5) 移譲方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2 権限移譲に伴う県の支援と市町の事務処理体制の整備

- 1 円滑な事務処理に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 市町における人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 権限移譲に伴う財源措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第3 移譲対象事務権限一覧

- 1 メニュー方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 パッケージ方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 一律方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 個別法に基づき移譲できる事務権限・・・・・・・・・・・・ 56

参考資料

滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会

- 権限移譲検討部会 協議経過および名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

第1 権限移譲の基本的な考え方

1 さらなる権限移譲基本計画策定の趣旨

住民主導の分権型社会の実現に向けて、地域の課題を住民の責任ある選択によって総合的、主体的に解決できるようにすることが重要です。住民意思の反映や協働による地域づくりを行いやすいのは、住民に最も身近な市町であり、地域の課題の解決をできる限り市町において自主・自立の判断のもと迅速かつ効率的に完結して行える体制を整えることが必要です。県と市町の事務権限の分担にあたっては、市町でできることは市町で処理し、市町でできないことを県が担うという市町村優先の原則、近接および補完の原理に立って見直していく必要があります。

このため、平成12年9月に、市町と県は、市町が自主・自立にふさわしい行政体制を自ら整備し、地域の特性を活かした地域づくりを展開できるよう、権限移譲に関する実施計画を策定しました。平成17年4月現在、37事務（法令・条例数）442項目の事務権限が県から市町に移譲されています。

平成16年11月には、市町と県が「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置し、対等協力の関係の下で検討・協議を行い、市町と県の役割分担についてそれぞれ5つの指標を整理しました。

市町と県との具体的な役割分担の指標

<市町の役割>

地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの
地域の実情に応じた取組が必要なもの
住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの
受益範囲が単一市町に限定されるもの
単一市町における活動を対象とするもの

<県の役割>

広域的な行政需要・行政対象への対応
国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応
高度な技術、専門性を要するものへの対応
県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用
県域全体の方向性を導く取り組み

当該基本計画は、平成12年9月に策定した権限移譲に関する実施計画がほぼ終了すること、市町村合併の進展等に伴い、新市町の行政区域や財政的・人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待されること、さらには、地域の多様な主体による公共活動が活発になってきたことから、市町と県との具体的な

役割分担の指標を踏まえて、同検討協議会に権限移譲検討部会を設置して、市町と県が双方向に検討・協議を行い、権限移譲を具体的に進めるための基本的な考え方や実施方法を整理したものです。

この計画に基づいて、今後、市町と県は対等のパートナーとして、各市町の実情を踏まえながら、積極的かつ計画的にさらなる権限移譲を推進することによって、分権型社会における地域の自立と協働の自治の実現に資することを期待します。

2 移譲事務の選定基準

県から市町へ移譲する事務権限の選定にあたっては、自治事務あるいは法定受託事務にかかわらず、住民に最も身近な基礎自治体である市町において処理することにより、住民の満足度や市町の自主性・主体性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、次に掲げる選定基準により行うこととします。

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限

・事務処理の的確かつ迅速な対応、住民の利便性の向上や負担の軽減など、住民サービスの向上につながる事務権限

例) 電気用品販売業に関する事務、専用水道に関する事務、保安林の択伐等に関する事務、屋外広告物の許可等に関する事務、違反屋外広告物の除却等に関する事務

市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限

・市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進や、地域の実情に即した対応などが可能となる事務権限

例) 民生委員・児童委員に関する事務、開発行為の許可等に関する事務、都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務、土地区画整理事業に関する事務

事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限

・計画から実施まで、受付から許認可まで一元的に事務を処理できるなど、事務処理の効率化が図れる事務権限

例) 未熟児訪問指導に関する事務、騒音規制に関する事務、入会林野等に関する事務、宅地造成等規制に関する事務、区域内の町または字の区域に関する事務

3 分野ごとの権限移譲の推進の考え方

(1) 生活行政に関する分野

【分野の主な事務】

生活に関する分野は、消費者保護、食品安全、生活衛生、水道事業や地域産業政策が主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては市町域内で完結して行うことができる消費者保護、地場産業等の振興や水道事業などを担っており、県においては県域全体に目的や効果を及ぼすべき消費者保護、衛生対策や危機管理のための食品安全・生活衛生、広域の水道事業における規制指導、中小企業対策および地域産業政策のための融資や助成などを主に担っている。

【権限移譲の推進の考え方】

住民の日常生活を支える事業活動や施設設備に対する規制・指導など市町域内で完結して実施できる事務については、住民に最も身近な自治体である市町が迅速かつ効果的に担っていくことが求められる。特に保健所設置市においては、住民の日常生活にかかわる生活衛生や食品衛生分野の中心的な役割を担っていくことが期待される。県においては、県全域にわたる規制基準の設定など高度な専門性を有する事務や市町域を越えて実施することを必要とする事務について担っていくことが求められる。

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限（選定基準 ）、市町の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限（選定基準 ）については、市町の受入体制を踏まえながら市町への権限移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

生活関連物資

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	家庭用品品質表示に関する事務	家庭用品品質表示法	家庭用品の表示事項の表示・遵守事項の指示 指示に従わない販売業者の公表 品質表示不適正の申出の受理・調査	・販売業者に対する立入調査等はすでに全市町に移譲されている事務である。
2	電気用品販売業に関する事務	電気用品安全法	電気用品販売業務に関する報告の徴収 事務所等への立入検査・質問 電気用品の提出の命令	
3	ガス用品販売業に関する事務	ガス事業法	事業に関する報告の徴収 営業所等への立入検査 ガス用品の提出の命令	

水道事業

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	専用水道に関する事務	水道法	専用水道の布設工事の設計の確認 設置者からの給水開始前等の届出の受理 設置者に対する施設の改善の指示 水道技術管理者に対する警告 設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告 設置者に対する給水停止命令 設置者からの必要な報告の徴収、立入検査	・専用水道とは、寄宿舍等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人を超える者に居住に必要な水を供給するものもしくは一日最大給水量が20立方メートルを超えるものをいう。 ・すでに市に移譲している事務である。
5	簡易専用水道に関する事務	水道法	設置者に対する管理に関する必要な措置の指示 設置者に対する給水停止命令 設置者からの必要な報告の徴収、立入検査	・簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道からの供給を受ける水のみを水源とする水道であつて、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものをいう。 ・すでに市に移譲している事務である。

動物

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
6	動物の飼養許可等に関する事務	化製場等に関する法律	動物の飼養・収容の許可 報告の要求・立入検査・措置命令 許可の取消、施設使用の制限・禁止の命令	
7	動物の飼養に伴う周辺の生活環境の保全に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律	周辺の生活環境の保全に係る勧告・措置命令 動物の死体の収容	

保健所設置市への移譲が望ましい事務

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
8	食品衛生に関する事務	食品衛生法	食品、容器包装等の検査 製造者等に対する検査受検命令	
9	製菓衛生師免許に関する事務	製菓衛生師法	製菓衛生師試験の受験願書の受理、県への送付 製菓衛生師免許証の交付 登録名簿の訂正・登録消除・書換え交付申請の受付 指定養成施設の構造設備等の変更届出の受付・知事への送付	
10	クリーニング業に関する事務	クリーニング業法	クリーニング師試験の受験願書の受付・知事への送付 知事が行う免許証の交付、訂正・再交付の申請の受付・知事への送付 取消処分による免許証の返納の受理・知事への送付 登録の抹消の申請等の受理・知事への送付	
11	建築物の衛生的環境の確保に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	事業の登録・取消 登録業者の業務に係る報告の徴収・立入検査・質問 登録証明書等の交付、登録事項の変更・事業廃止の届出の受理	
12	温泉に関する事務	温泉法	掘削・増掘・動力装置の許可申請の受付・知事への送付 工事の完了・廃止届の受付・知事への送付	
13	動物取扱業に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業の届出・変更届・廃止届出の受理 動物取扱業者に対する改善勧告・改善命令 動物取扱業者に対する報告の徴収・立入検査	
14	動物の飼養に関する事務	滋賀県動物の保護および管理に関する条例	特定動物の飼養に係る許可・変更許可・取消 野犬等の収容等 特定動物逸走時の通報受理・捕獲・殺処分 飼い主に対する措置命令 飼養施設への立入調査	・特定動物とは、ライオン・トラ・ヒョウ・クマ・ワニその他の人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物で、規則で定めるものをいう。 ・犬の収容施設・処分施設の整備が必要となる。

(2) 環境行政に関する分野

【分野の主な事務】

環境に関する分野は、大気・水質・騒音・振動等の公害防止対策、一般廃棄物および産業廃棄物対策、浄化槽対策、自然環境保全対策等が主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては住民の日常生活に密着した一般廃棄物対策、騒音や振動対策などを担っており、県においては広域的あるいは高度な専門性の視点から産業廃棄物対策、大気汚染や水質汚濁の公害防止対策等を主に担っている。

【権限移譲の推進の考え方】

騒音、振動および悪臭に対する規制指導等に関する事務については、市町が担うべき事務となっているが、規制地域の設定変更等の事務については一部の市を除き県が担当している。これらの事務は地域住民の身近な生活環境を保全するため行っているものであることから、住民に身近な市町が地域の土地利用の状況を踏まえて一体的・総合的に担っていくことが期待されている。

大気汚染や水質汚濁等の規制基準の設定などの事務については、県全域での広域的な観点から県が担っていく必要がある。大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の多くを発生する工場等のばい煙発生施設や汚水等排出施設等に対する規制指導等については、その地域の住民の生活環境に直接影響することから、市町が的確かつ迅速に担っていくことが望ましい。

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限（選定基準）、事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限（選定基準）については、市町の検査体制や環境汚染の常時監視体制などの整備状況を踏まえながら権限移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

大気汚染防止

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	大気汚染防止に関する事務	大気汚染防止法	ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設の設置、構造等変更の届出の受理 ばい煙発生施設等の計画変更等の命令 ばい煙発生施設等の改善または一時停止命令 自動車排出ガスの濃度の測定	
2	大気環境への負荷の低減に関する事務	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	自動車管理計画の受理 自動車管理計画事業者に対する指導・助言 駐車場の設置者等に対オゾン層破壊物質の回収業者等に対する勧告する指導 大気環境負荷低減計画の受理・検査指導	
3	公害防止に関する事務	滋賀県公害防止条例	指定工場の設置許可・取消 指定工場の構造等の変更許可 特定施設の改善、一時停止等の命令 ばい煙発生施設の設置、構造等変更の届出の受理 ばい煙発生施設等の改善または一時停止命令 事故時の通報受理・措置命令	

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	特定工場における公害防止組織に関する事務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関する事務	公害防止統括者等の選任等の届出受理 公害防止統括者等の解任命令 公害防止統括者等に関する報告徴収および立入検査 公害防止管理者等に関する研修および指導	・特定工場とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。ばい煙発生施設 汚水等排出施設 騒音発生施設 特定粉じん発生施設 一般粉じん発生施設 振動発生施設 ダイオキシソ類発生施設、で政令で定めるものをいう。

騒音・振動・悪臭防止

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
5	騒音規制に関する事務	騒音規制法	騒音規制区域の指定・変更・廃止 騒音規制基準の設定・変更・廃止 特定建設作業の規制に係る区域の指定 自動車騒音の限度を定める政令に係る区域指定と時間区分設定 学校等の施設の集合地域等に係る自動車騒音の限度の決定 自動車騒音の常時監視	
6	振動規制に関する事務	振動規制法	振動規制区域の指定・変更・廃止 振動規制基準の設定・変更・廃止 特定建設作業の規制に係る区域の指定 道路交通振動の限度を定める政令に係る区域指定と時間区分設定 学校等の施設の集合地域等に係る道路交通振動の限度の決定	
7	悪臭防止に関する事務	悪臭防止法	悪臭原因物の排出規制区域の指定・変更・解除 悪臭原因物の排出規制基準の設定・変更・廃止 規制地域および規制基準の設定にかかる意見聴取	

化学物質による汚染の防止

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
8	ダイオキシソ類対策に関する事務	ダイオキシソ類対策特別措置法	特定施設の設置届出・使用届出の受理 特定施設の構造等変更届出の受理 特定施設の使用停止・改善命令 報告聴取及び立入検査 事故時における措置命令 ダイオキシソ類に係る汚染状況の常時監視	・特定施設とは、工場・事業場の設置施設のうち、製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシソ類を発生・排出し、これを含む汚水・廃液を排出する施設で政令で定めるもの（用途と規模による区分をしている）をいう。
9	特定化学物質に関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	特定化学物質の排出量及び移動量の届出の受付 国への意見の添付 国への説明の要求 調査集計および結果の公表	

鳥獣の捕獲

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
10	鳥獣の捕獲の許可等に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲および殺傷の許可 許可証および従事者証の交付・再交付・返納の受理 必要な措置命令、許可の取消 鳥獣の捕獲許可を受けた者に対する報告の請求 販売許可証の住所・氏名の変更の届出の受理 販売許可証の亡失の届出の受理	・カラス・ドバト・スズメ・サルおよびイノシシの捕獲および殺傷（イノシシにあつては銃器を使用して行うものに限る）の事務は、すでに市町に移譲されている。 ・今回、イノシシの捕獲および殺傷における銃器使用の制限をなくし、また、シカを対象に加えるものである。

(3) 福祉行政に関する分野

【分野の主な事務】

福祉に関する分野は、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉が主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては高齢者福祉サービス、障害者福祉サービスや保育所運営を行い、県においては障害者更生相談、児童相談や福祉法人施設指導を主に担っている。また、生活保護については県と福祉事務所を設置している市が事務を行っている。

【権限移譲の推進の考え方】

福祉に関する分野は住民の生活に密接に関係する分野であり、住民に直接福祉サービスを提供すること、また、市町域内を活動エリアとする多様な主体の公共活動が展開されてきており、福祉の分野における協働が期待されることから、住民に最も身近な市町が福祉事務の中心的な役割を担っていくことが望ましい。福祉事務のうち広域的あるいは高度な専門性を必要とする事務については県が担っていくことが望ましい。

市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限（選定基準 ）や事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限（選定基準 ）については、市町にできる限り多くの事務権限の移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

生活保護

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	生活保護施設の認可等に関する事務	生活保護法	生活保護施設の設置 法人、日赤からの施設設置・変更・廃止の届出の受理および認可 施設指導、報告の徴収、立入検査、改善命令	・保護施設とは被保護者が自活できるまで入所する施設で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設および宿所提供施設がある。 ・県内には2施設が設置されている。
2	生活保護指定医療機関に関する事務	生活保護法	医療機関の指定・取消、変更等の届出受理 医療費の審査と支払 指定医療機関からの報告徴収、立入検査 助産機関等の指定	・医療費の審査と支払の事務は、社会保険診療報酬支払基金によるレセプト審査等を確認し支払するものである。 ・助産機関等とは被保護者の出産扶助のための助産を担当する助産師、医療扶助のための施術を担当するあん摩マツサージ指圧師及び柔道整復師の施設をいう。
3	生活保護指定介護機関に関する事務	生活保護法	介護機関の指定・取消・変更等の届出受理 介護費の審査・支払 指定介護機関からの報告徴収、立入検査	・介護機関とは被保護者の居宅介護または施設介護を担当する介護老人福祉施設等をいう。

社会福祉法人

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	社会福祉法人に関する事務	社会福祉法	<p>社会福祉法人の設立・解散・合併の認可および定款変更の認可 業務等の報告の徴収・検査、措置命令、業務停止命令、解散命令 社会福祉事業施設の設置・変更の届出受理および認可 社会福祉事業の経営開始・変更・廃止の届出受理および許可 社会福祉事業経営者からの報告の徴収、検査、改善命令および事業停止命令 寄付金募集の許可、結果報告の受理</p>	<p>・社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、法の定めるところにより設立された法人をいう。 ・社会福祉事業には、救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設や婦人保護施設等を経営する第1種社会福祉事業と、生計困難者を対象にした生活相談事業、児童居宅介護等事業や児童デイサービス事業、保育所や児童厚生施設等を経営する事業、母子家庭等日常生活支援事業や母子福祉施設を経営する事業、老人居宅介護等事業や老人デイサービスセンター等を経営する事業、身体障害者居宅介護等事業や身体障害者福祉センター事業および身体障害者更生相談事業、知的障害者居宅介護等事業等や知的障害者デイサービスセンター事業および知的障害者更生相談事業、精神障害者社会復帰施設事業および精神障害者居宅生活支援事業、隣保事業等の第2種社会福祉事業がある。 ・県内195法人、433施設を指導監査対象としている。(H17年度)</p>

民生委員児童委員

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
5	民生委員児童委員に関する事務	民生委員法 児童福祉法	<p>民生委員の定数の決定 民生委員協議会を組織する区域の決定</p>	<p>・民生委員法による民生委員は児童委員に充てられたものとされている。 ・主任児童委員は児童委員のうちから指名される。 ・区域については、法令上、特別の事情のあるときのほか、市においては数区域、町村においては1区域としなければならないことが定められている。</p>

児童福祉

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
6	児童福祉施設に関する事務	児童福祉法	<p>施設の設置・廃止・取消の認可 施設長等に対する報告の徴収、立入調査 施設長に対する改善命令・事業停止命令</p>	<p>・児童福祉施設とは助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・児童養護施設・知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設および児童家庭支援センターをいう。 ・すでに児童福祉施設のうち保育所の設置認可の申請受付に限りすべての市町に移譲されている。</p>

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
7	無認可児童福祉施設に関する事務	児童福祉法	児童福祉施設への立入調査・改善勧告等 設置の届出受理 運営状況の報告の徴収・公表	・無認可児童福祉施設とは児童福祉法による認可を受けていない児童福祉施設をいう。
8	市町による児童福祉施設の設置に関する事務	児童福祉法	市町の児童福祉施設の設置・休止・廃止の届出の受理	

母子福祉

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
9	母子家庭等・寡婦日常生活支援事業等に関する事務	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等・寡婦日常生活支援事業の開始・廃止の届出受理 報告の徴収、立入検査 事業者に対する事業の停止・制限 公共施設内での母子福祉団体等による売店等の設置運営の協議等	・日常生活支援とは疾病等の理由により乳幼児の保育・食事の世話生活生業に関する助言や指導等その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与することをいう。 ・母子家庭等日常生活支援事業開始の届出は、国および県以外の者が必要となる。

障害者福祉

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
10	障害者相談員に関する事務	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	障害者相談員の委託 障害者相談員活動費の支払	・障害者相談員は、障害者の福祉の増進を図るため、相談、更生援助等の活動を行っている。
11	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付申請の受理・交付・再交付申請時の診断書を作成できる医師の指定	・手帳の申請・交付・変更・返還等の事務は市福祉事務所または町を経由することが法令で定められている。
12	更生医療機関の指定に関する事務	身体障害者福祉法	更生医療を担当する医療機関の指定・取消	・更生医療とは障害者が更生するために必要な医療をいう。 ・法令により市町は診察、薬剤等の更生医療の給付または費用の支給を行うことができる。 ・更生医療機関として指定を受けると、他県を含め管轄区域外でも可能となる。

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
13	育成医療に関する事務	児童福祉法	身体障害児童に対する育成医療の給付・費用支給 結核児童に対する入院・療育の給付 指定療育機関の指定・取消	・育成医療とは、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療をいう。 ・全国市長会が移譲を提案している事務である。
14	養育医療に関する事務	母子保健法	養育医療の給付 指定療育医療機関の指定・取消 費用の徴収	・養育医療とは、養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療をいう。 ・全国市長会が移譲を提案している事務である。
15	原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者健康手帳の交付の申請の受付・交付・再交付 健康診断の実施・記録、指導 医療特別手当等各種手当の認定の申請の受付 医療機関の指定の申請の受付 指定訪問看護事業者等の指定の申請の受付 一般疾病医療費の支給の申請の受付 死亡の届出の受付	・被爆者には、原子爆弾による放射能の被爆者と被爆者の子等で放射能の影響を受けた者も含まれる。 ・健康診断は、医療機関に健康診断から総合判断まで委託し、その結果に基づき保健所が保健指導を行う。 ・法令上健康診断は所在する保健所が担うことと定められている。
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	診察・保護の申請・通報・届出のあった者についての調査 精神障害者保健福祉手帳の交付要件に該当しない認定の通知書の交付 通院医療費の費用負担をしない決定通知書の交付	・法令上、診察・保護の申請・通報・届出は保健所長を経て知事に行うこととされている。 ・法令上、手帳の交付申請および交付は市町長経由で行うこととされている。 ・法令上、通院医療費の費用負担の認定申請および認定通知書の交付は市町長経由で行うこととされている。

(4) 保健・医療行政に関する分野

【分野の主な事務】

保健・医療行政に関する分野については、地域保健対策、医療法人・医療機関指導等、医療従事者確保対策、医薬品販売業許可等、麻薬等薬物取締、感染症対策や難病対策などが主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては母子保健事業をはじめ住民に対する直接的な保健サービスを主に実施しており、県においては医療法人等に対する指導、薬物流通の監視、感染症の予防や監視、医療給付等を実施している。本県においては現在保健所を設置する市がないことから、法令上保健所で行うこととされている地域保健・医療に関する事務を県が担っている。

【権限移譲の推進の考え方】

保健・医療に関する分野は福祉に関する分野と同様に住民の生活に密接に関連する分野であり、また、住民の健康に密接に関わる分野である。市町が中心的な役割を担っている福祉との一体的な実施によって効果的・効率的な福祉と保健・医療サービスを提供することが期待されることから、住民に最も身近な市町ができる限り多くの保健・医療事務を担うことが望ましい。

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限(選定基準)や市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限(選定基準)については、市町の受入体制等に応じて市町にできる限り多くの事務権限の移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

地域保健

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	未熟児訪問指導に関する事務	母子保健法	2500グラム未満の乳児出生の届出受理 未熟児の訪問・指導	・未熟児訪問指導は現在も市町の担当者が同行している。 ・全国市長会が移譲を提案している事務である。
2	母体保護法の施行に関する事務	母体保護法	不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理 標識の交付・返納	・当該事務は現在保健所で行っている。
3	死体解剖保存法の施行に関する事務	死体解剖保存法	厚生労働大臣の死体解剖資格の認定申請、認定 取消の届出等の受付 認定証明書の交付、再交付の申請の受付	・死体解剖の許可は保健所長が行うが、あらかじめ厚生労働大臣の死体解剖資格の認定を受けていれば許可が不要となる。

医療法人・病院

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	医療法人・医療機関に関する事務	医療法	地域医療支援病院の承認の申請の受理 報告書の提出の受付 病院の使用の制限等・修繕等の命令 医療法人の設立・解散・合併の認可 決算届出・報告の徴収、立入検査、措置命令 医療法人に対する業務の停止の命令、役員の解任の勧告 医療法人台帳の備付け	・地域医療支援病院とは、他の病院等からの紹介患者に対する医療提供、勤務しない医師等への設備等提供、救急医療、地域の医療従事者の資質の向上研修、一定数以上の入院のための施設等の要件を満たす、地域における医療の確保のために必要な支援を行うことができる病院をいう。 ・医療法人の設立、解散等については県医療審議会の意見を聴かなければならない。

医薬品・毒物等

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
5	薬局の開設許可等に関する事務	薬事法	薬局の開設・卸売一般販売業・薬種商販売業の許可・更新・休廃止 薬局・医薬品販売業に対する施設の許可の取消し、改善命令	
6	医療機器販売業に関する事務	薬事法	高度管理医療機器等販売業等の許可・届出の受理 高度管理医療機器等の販売業・賃貸業の休廃止届出の受理 医療機器等販売業等に対する施設の許可の取消し、改善命令	・高度管理医療機器とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が指定するものをいう。
7	麻薬及び向精神薬取締に関する事務	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬管理者等の免許の申請の受理等 麻薬小売業者・管理者・研究者の届出の受理 向精神薬取扱責任者の届出の受理 特定麻薬等原料卸小売業の業務の届出の受理・廃止届の受理	・麻薬取扱者とは、麻薬輸出入業者・麻薬製造業者・麻薬製剤業者・家庭麻薬製造業者・麻薬元卸売業者・麻薬小売業者・麻薬施用者・麻薬管理者及び麻薬研究者等をいう。
8	毒物及び劇物取締に関する事務	毒物及び劇物取締法	特定毒物研究者許可・名簿の記載・許可証の交付等 業務上取扱者の届出の受理 特定毒物使用者・実地指導員の指定、薫蒸場所の指定等 立入検査等、回収等の命令 毒物取扱者試験の願書の受理、合格証の交付	・毒物はシアン化水素・水銀・ニコチン等毒性を有する物をいう。 ・劇物は塩化水素・水酸化ナトリウム・硝酸・硫酸等劇性を有する物をいう。 ・特定毒物はオクタメチルピロホスホルアミド等の著しい毒性を有する物をいう。

その他

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
9	医師・薬剤師等に関する事務	医師法・歯科医師法・薬剤師法・保健師助産師看護師法・診療放射線技師法・臨床検査技師法・衛生検査技師等に関する法律・理学療法士及び作業療法士法・視能訓練士法・歯科技工士法・歯科衛生士法	免許の申請・書換交付申請・再交付等の受付・知事への送付・交付 従事者届の受付・知事への送付	・国家資格の免許の受付・進達・交付事務である。 ・現在保健所で行っている事務である。
10	栄養士・調理師に関する事務	栄養士法・調理師法	栄養士の免許の申請受理、免許証の交付・再交付 管理栄養士の免許の申請受理、免許証の交付・再交付 栄養士名簿・管理栄養士名簿の訂正の申請・訂正・取消の受付 養成施設の指定・変更・廃止の申請受付 指定養成施設の名称等の変更・廃止の届出の受付	・知事免許の申請・進達・交付事務である。 ・現在保健所で行っている事務である。

(5) 農林水産行政に関する分野

【分野の主な事務】

農林水産業に関する分野については、農林水産業の振興、基盤整備、農林水産業団体指導、農地保全、森林保全などが主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては農林水産業の振興や農山漁村の地域の活性化に関する事務などの多くを担っており、県においては農地転用、農用地区内開発行為や農地等権利移動に関する許認可、農林水産業団体への指導、土地改良事業、保安林指定解除や漁業権等に関する許認可に関する事務の多くを担っている。

【権限移譲の推進の考え方】

農林水産業に関する事務については、農村地域の特性や実情を踏まえて特色ある農業振興を実施し、ひいては総合的なまちづくりを展開していくことができるよう、市町ができる限り多くの事務権限を担っていくことが望ましい。

特に土地利用を制限する事務については、市町が地元の関係者との調整や各種計画との整合性を踏まえながら迅速かつ効率的に実施していくことが期待される。こうした観点から、市町を経由する段階で実質的に県と同じような審査を行っている事務や他の事務と一元的に処理することができる事務については、市町が担うことが求められる。

県においては、事業活動に対する規制指導など県域全体での対応が必要なものや国・他府県・市町間の調整が必要とされるものを担っていくことが求められる。

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限(選定基準)、事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限(選定基準)については、市町の受入体制に応じて市町にできる限り多くの事務権限の移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

農地転用

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	農地転用に関する事務	農地法	2ha以下の農地転用許可 許可条件の添付 農業会議への諮問 職員の立入調査等 違反転用に対する処分	
2	農地等の権利移動に関する事務	農地法	他市町居住者への農地等の権利移動の許可 許可条件の添付	
3	農地等の賃貸借に関する事務	農地法	農地等の賃貸借の解約等の許可 農業会議への諮問 許可条件の添付	

農用地開発

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	農用地区内における開発に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可 農業会議への諮問 違法な開発行為の中止または復旧命令 農用地区域外の開発行為についての勧告・公表 許可条件の付与	・農用地区域とは、農用地等として利用すべき土地の区域をいい、市が区域と用途区分を定める。
5	地すべり防止に関する事務	地すべり等防止法	地すべり防止区域における地すべり防止工事の承認 地すべり防止区域における制限行為の許可・取消 地すべり防止区域における制限行為の協議	・農用地や山林等で農林水産大臣の指定する地すべり防止区域における事務に限る。

土地改良事業

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
6	土地改良事業に関する事務	土地改良法	公告後の、土地の形質変更、工作物の新築・改築・修繕、物件の附加増置の許可	・法95条に基づく土地改良事業の認可については全市町に移譲されている。

森林・保安林

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
7	入会林野等に関する事務	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	整備計画の適否の決定・公告 整備計画の認可・公告 整備計画に係る土地の嘱託登記 立入調査等の実施 調停の実施、調停案の作成、調停案の受託勧告	・入会林野とは、入会権の目的となっている土地で主として木竹生育、採草・家畜放牧の目的に供されるものをいう。
8	森林法の施行に関する事務	森林法	林産物の搬出、搬出設備のための他人の土地の使用権設定の認可・通知 森林所有者等の土地形質の変更等の承認 水流における工作物使用等の認可	
9	保安林の択伐等に関する事務	森林法	択伐(天然林)による立木の伐採の許可 択伐(人工林)による立木の伐採の届出の受理 間伐のための立木の伐採の届出の受理 保安林における不正伐採に対する中止等の命令 保安林における択伐の規定に違反した者に対する造林に必要な行為の命令	
10	生産森林組合に関する事務	森林組合法	生産森林組合の設立・解散・合併の認可、定款変更の認可 業務または財産状況報告の徴収および資料の提出 命令・検査 法令等の違反に対する措置命令 解散命令	

(6) まちづくりに関する分野

【分野の主な事務】

まちづくりに関する分野については、都市計画、建築基準、道路管理、河川管理や国土保全などが主な事務である。

【市町と県の事務分担の現状】

市町においては市町域内の都市計画、建築確認、準用河川の管理や市町道整備・管理などを担っており、県においては市町域を越える都市計画、県道整備・管理、1級河川の管理や砂防などの国土保全に関する事務を担っている。

【権限移譲の推進の考え方】

住民の生活基盤や生活環境の整備など地域のまちづくりに関する事務権限については、市町域内を活動エリアとする多様な主体との協働が期待され、住民に最も身近な市町が担うことが望ましく、市町が一元的に処理し、効果的・効率的に実施することが期待される。県においては一市町域を越えた事業など広域的な実施や調整が必要となる事務や専門的知識を有する職員の配置などを必要とする事務権限を担っていく。

市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となり権限(選定基準)、事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限(選定基準)について、市町の受入体制を踏まえながらできる限り多くの事務権限の移譲を進めていく。

【課題等】

地域のまちづくりにおいて安全・安心を確保していく上で、建築基準法に基づく建築確認、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の耐震診断・耐震改修や高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく計画の認定等を自ら実施できることが必要であることから、市町が建築主事を置く特定行政庁となることを推進する。

《移譲が望ましい事務》

開発・建築

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	開発行為の許可等に関する事務	都市計画法	開発行為の許可、変更の許可 開発登録簿への登録・調製・保管 工事完了の届出の受理 検査・検査済証の交付・工事完了の公告 開発許可を受けた土地における建築等の許可 監督処分・措置・公告・立入検査	・すでに一部の市に移譲している事務である。
2	都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務	都市計画法	都市計画施設等の区域における建築等の許可 事業予定地の指定等 土地の買い取り・先買い 市街地開発事業等予定区域内での建築等の許可・許可条件の付与	
3	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内の建築等の許可 違反行為に対する原状回復等の措置命令 申出の受付・公告	・地方拠点都市地域とは、地方の発展の拠点となるべき地域で一定の要件に該当するものをいい、滋賀中部地域、琵琶湖東北部地域が指定されている。 ・拠点整備促進区域とは上記地域内の市街化区域のうち、都市計画に拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域として定められた区域をいう。

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
4	土地区画整理事業（5ha未満）に関する事務	土地区画整理事法	事業計画・換地計画の認可、事業計画の縦覧 意見書の受理・審査、事業計画の修正命令・通知 土地区画整理事業施行の許可 組合の設立・取消・解散の認可・公告 施行者の変動に係る届出の受理・公告 施行地区内における建築行為等の許可 工事の中止・変更その他必要な措置の命令	・すでに一部の市に移譲している事務である。
5	宅地造成等規制に関する事務	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域の指定 宅地造成に関する工事の許可 工事の完了検査・検査済証の交付 工事の許可の取消・工事の停止命令 立入調査、宅地使用の禁止、災害防止の措置命令 宅地の保全等の勧告	・経由事務について市町に移譲している事務である。
6	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務	租税特別措置法	優良な宅地の供給の認定・証明 良質な宅地の供給の認定・証明	・すでに一部の市に移譲している事務である。
7	地すべり防止に関する事務	地すべり等防止法	地すべり防止区域における地すべり防止工事の承認 地すべり防止区域における制限行為の許可・取消 地すべり防止区域における制限行為の協議	・住宅地等で国土交通大臣の指定する地すべり防止区域における事務に限る。

景観

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
8	屋外広告物の許可等に関する事務	屋外広告物法・条例	広告物の表示・掲出物件の設置・変更等の許可 許可広告物等の除却届の受理 違反者に対する措置命令・告示・許可の取消し	
9	違反屋外広告物の除却等に関する事務	屋外広告物法・条例	はり紙・はり札・広告旗・立看板等の除却および保管 保管広告物等の公示・売却・代金の保管 保管広告物等の返還 保管広告物等の廃棄	
10	風致地区内における建築等の規制に関する事務	滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例	行為の許可に係る申請受理・許可 監督処分、措置および公告 報告の徴収・立入検査	・すでに一部の市に移譲している事務である。

(7) その他の分野

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限(選定基準)、市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限(選定基準)や事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限(選定基準)については、できる限り市町への権限移譲を進めていく。

《移譲が望ましい事務》

町または字の区域

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	区域内の町または字の区域に関する事務	地方自治法	市町村からの区域内の町または字の区域の新設・廃止・区域変更・名称変更の届出の受理 町または字の区域の新設等の告示	

砂利採取

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
2	砂利採取計画に関する事務	砂利採取法 (河川管理者にかかるものを除く。)	砂利採取計画の認可・変更認可・変更命令 採取に伴う災害防止のための措置命令 砂利採取の廃止の届出の受理 業務報告の徴収、採取場・事務所への立入検査 認可の取消し・採取の停止命令	・使用料手数料条例の整備が必要となる。

重要文化財の公開

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
3	重要文化財の公開に関する事務	文化財保護法	重要文化財の所有者等以外による公開の許可、許可の取消、公開停止命令	

(8) 個別法に基づき移譲できる事務権限

個別法に基づき市町が行うことができる事務権限については、市町と県が協議を行い、権限移譲を進める。

《移譲が望ましい事務》

道路

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
1	県道の管理に関する事務	道路法	県管理道路(当該市の区域内に存するものに限る)の管理	

景観

No	事務の名称	根拠法令	事務項目	備考
2	屋外広告物に関する事務	屋外広告物法	市町独自条例による屋外広告物の規制	<ul style="list-style-type: none">・景観法に基づく景観行政団体である市町に限る。・(3) まちづくりに関する分野のNO.7屋外広告物の許可等に関する事務とNO.8違反屋外広告物の除却等に関する事務を含め屋外広告物に関する事務を包括的に担う。

4 権限移譲の進め方

(1)市町・県の移譲協議

移譲対象とする事務権限については、今後、地方自治法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町と県の協議を経て、県において「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の改正を進めます。

移譲対象とする事務権限のうち、個別法により市町が行うことができるものについては、市町と県の協議を経て権限移譲を進めます。

(2)移譲対象市町

移譲対象市町の目安となる区分を次のとおり設定することにより、市町と県は、市町の規模等にふさわしい事務権限の移譲をより一層推進していくこととします。

なお、移譲希望の申出を行う市町に対しては、できる限り移譲を進めることとします。

人口30万人以上の市

県の中核となる都市として、中核市並みの事務権限を担う

人口10万人以上の市

地域の中核となる都市として、特例市並みの事務権限を担う

人口10万人未満の市

住民に身近な行政サービスに関する事務権限をできる限り多く担う

町

行財政基盤、特に小規模町に一定の配慮をしながら、住民に身近なサービスに関する事務権限をできる限り多く担う

(3)計画期間

この計画は、平成18年度から平成21年度までとします。

なお、平成19年4月から権限移譲を開始し、平成22年4月までの間で実施します。

(4)移譲時期

市町において円滑に移譲事務を処理できるよう、各事務権限ごとに引継準備、受入準備や執行体制の整備等に要する時間を見込み、移譲可能な時期の目安を設定します。市町と県は、各市町の受入体制や地域のニーズ等の実情を踏まえ

ながら、計画的かつ着実にこれに基づいて移譲を進めることとします。

なお、移譲可能な時期の目安の設定は、次の4区分により行います。

平成19年4月から移譲可能

県の引継や市町の現行の執行体制の中での受入が可能なもの

平成20年4月から移譲可能

県の引継や市町の現行の執行体制の中での受入に一定の整備や準備が必要なもの

平成21年4月から移譲可能

執行体制等の整備のために相応の期間が見込まれるもの

平成22年4月から移譲可能

平成21年度までに移譲できなかったもの

(5)移譲方法

地方分権の担い手として意欲を持つ市町に対して、積極的に権限移譲を推進するため、これまでの市町の規模等に応じた一律方式による移譲方法に加えて、移譲対象とする事務権限と目安となる対象市町や可能時期等を移譲対象事務権限一覧として示し、その中から市町が選択して移譲希望の申出を行い、県と協議のうえ、移譲を進める方法を導入します。

ア. 市町の移譲希望の申出方式

受入体制や規模等に応じた柔軟なメニュー方式

- ・各市町が、受入体制や規模等に応じて、「第3 移譲対象事務権限一覧」の「1 .メニュー方式」の中から市町が移譲希望の事務権限を選択し、移譲希望の申出を行い、県と協議のうえ移譲します。

総合的・一体的な事務処理を促進するパッケージ方式

- ・各市町が、総合的、一体的な事務処理を行うことが可能となるよう、特定分野ごとに関連するものをひとまとめに整理した「第3 移譲対象事務権限一覧」の「2 .パッケージ方式」の中から市町が移譲希望の事務権限を選択し、移譲希望の申出を行い、県と協議のうえ移譲します。

イ. 市町の規模等に応じた一律方式

市町の規模等に応じて移譲を促進する一律方式

- ・市町の規模等に応じて統一的に県全体に移譲を必要とする事務について

ては、一律に移譲を推進します。市町の規模等に応じて整理した「第3 移譲対象事務権限一覧」の「3．一律方式」に基づき、市町の実情を踏まえながら、県と協議のうえ、移譲します。

第2 権限移譲に伴う県の支援と市町の事務処理体制の整備

住民サービスの向上、地域づくりの推進や事務処理の効率化につながる事務権限については、市町に円滑に移譲し、かつ、移譲後は市町が主体的な判断のもと適正に事務処理できるように、県は市町に対して必要な支援を講ずることとします。

特に、メニュー方式およびパッケージ方式により移譲する事務権限については、市町が積極的に申出することができるように、県と市町がさらに協議していくこととします。

1 円滑な事務処理に向けた支援

市町において権限が移譲された後の事務処理を円滑かつ適切に行うことができるよう、県は情報提供や説明会・研修会の実施、事務処理マニュアルの作成、相談・照会等に対する窓口の設置、市町の担当職員の研修受入れ、県職員の派遣等必要な支援を行います。

ア 権限移譲説明会の実施

移譲対象事務ごとに、県から市町の事務担当課に対し事務の概要、事務の手順、処理件数等について説明を行います。

イ 担当職員研修会の実施

市町の担当職員の専門的知識・技術の習得を図るため、県は研修会を実施します。

ウ 事務処理マニュアル等の資料、ノウハウの提供

県は、事務処理の方法や留意点などに関するマニュアルをはじめ、許認可事務に係る審査基準等の情報、ノウハウの提供を行います。

エ 相談、照会等に対する窓口の設置

市町が移譲事務に関する相談、照会等を行いやすいように、県は事務担当課における窓口の設置など継続的にアドバイスできる体制を整備します。

オ 市町担当職員の実務研修の受入れ

専門的知識・技術を有する職員の配置が必要とされる事務が円滑に実施されるよう、市町の要望に応じ、県は市町担当職員の実務研修を受け入れます。

カ 移譲後一定期間の職員の派遣等

専門的知識・技術を有する職員の配置が必要とされる事務が円滑に実施されるよう、市町の要望に応じ、県は県職員を派遣します。

また、専門的知識・技術が必要とされる事務については、市町の要望に応じ、移譲後一定期間は県職員が事務処理に同行します。

キ 住民等への周知

県から市町への権限移譲が進展することにより、窓口での混乱が生じないよう、県と市町が協力して、広報紙やホームページなどを活用し、住民等に対する周知を行います。

ク その他

県は、必要に応じて市町における事務処理体制の整備を支援します。

2 市町における人材の育成・確保

市町は、移譲事務の円滑な執行に万全を期すとともに、住民サービスの向上や総合的、主体的な地域経営の展開に向けて、職員の政策形成能力の向上をはじめ一層の人材育成に努めます。

ア 専門的知識の修得や政策形成能力の向上

市町は、滋賀縣市町村職員研修センターが実施する研修を積極的に活用するなど、職員の専門的知識の修得や政策形成能力・政策法務の向上に努めます。

イ 専門技術職員の確保

市町において専門技術職員を単独で確保することが困難な場合は、専門技術を養成する研修機関の活用や市町間の職員交流の実施など、必要な人材確保の仕組みを検討します。

ウ 市町と県間の職員の人事交流

市町と県における連携を強化し、それぞれの行政運営に対する相互理解を深め、分権型社会にふさわしい市町と県の新たなパートナーシップを構築する観点から、引き続き人事交流に努めます。

3 権限移譲に伴う財源措置

条例による事務処理の特例制度によって、県の事務権限を市町に移譲する場合、地方財政法第28条の規定に基づき、その事務を執行するに要する経費の財源について、県は当該市町に対し、移譲事務に関する交付金により財源措置を行います。

県は、「滋賀県委譲事務に関する交付金交付規則」に基づき、次のとおり算定し、移譲事務を処理する市町に交付します。

$$\text{移譲事務交付金} = \text{許認可等の経費} + \text{固定費} + \text{初年度交付金}$$

ア 許認可等の経費 = 交付単価 × 処理件数

< 算定方法 >

移譲事務ごとに算定します。

交付単価は、県において許認可等の事務をした場合に要する人件費および物件費の合計額から手数料収入を引いた額を処理件数で除して得た額とします。

人件費は、次の $a \times b$ とします。

a：一般職員の1人1時間当たりの人件費

普通交付税職員給与統一単価を参考に毎年度知事が定める額を年間勤務時間数（1960時間（=8時間×245日））で除して得た額

b：当該事務の処理に要する年間所要時間数（1件当たり所要時間×処理件数）

物件費は、旅費、需用費、役務費とし、毎年度見直します。

処理件数は、過去3年間の平均処理件数とします。ただし、新規に移譲する事務については、県において処理した過去3年間の平均件数とします。

イ 固定費 = 処理の有無にかかわらず必要となる経費

<算定方法>

事務処理体制を整備するための経費は、許認可等の経費に一定割合を乗じて得た額を均等に交付します。

移譲事務ごとに書籍等の購入、研修に要する経費を均等に交付します。

ウ 初年度交付金 = 新規移譲事務の処理に要する経費

<算定方法>

事務処理に必要な備品等の購入費

職員の研修に要する経費

なお、移譲事務交付金については、より客観的で透明性の高い交付金の配分とするため、移譲事務ごとの交付金額、交付単価や処理件数等を明示して交付することとします。

第3 移譲対象事務権限一覧

1. メニュー方式

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
生活2	電気用品販売業に関する事務	電気用品安全法	1 業務に関する報告の徴収	第45条第1項	全市町	H19.4	
			2 事務所等への立入検査及び関係者への質問	第46条第1項			
			3 電気用品の提出の命令	第46条の2第1項			
生活3	ガス用品販売業に関する事務	ガス事業法	1 事業に関する報告の徴収	第46条第1項	全市町	H19.4	
			2 営業所等への立ち入り検査	第47条第1項			
			3 ガス用品の提出の命令	第47条の2第1項			
福祉4	社会福祉法人に関する事務	社会福祉法	1 社会福祉法人の設立認可	第32条	30万人以上市	H19.4	
			2 社会福祉法人の定款変更の認可	第43条			
			3 社会福祉法人の解散の認可または認定	第46条			
			4 社会福祉法人の合併認可	第49条第2項			
			5 社会福祉法人の業務または財産状況の報告の徴収および検査	第56条第1項			
			6 社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、および役員解職勧告	第56条第2項、第3項			
			7 社会福祉法人に対する解散命令	第56条第4項			
			8 公益事業または収益事業の停止命令	第57条			
			9 社会福祉法人に対して助成した場合の予算変更勧告、役員解職勧告および補助金、貸付金、譲与財産等の返還命令	第58条第2項、第3項			
			10 社会福祉法人の基本財産の処分または担保提供の承認				
			11 社会福祉法人からの報告および届出の受理	第43条第3項			
			12 厚生労働大臣を所轄庁とする社会福祉法人に係る進達				
			13 第一種社会福祉事業施設の設置および変更の届出の受理	第62条第1項、第63条第1項			
			14 第一種社会福祉事業施設の設置および変更の許可	第62条第2項、第63条第2項			
			15 第一種社会福祉事業施設の廃止届の受理	第64条			
			16 施設を要しない第一種社会福祉事業の経営開始届の受理	第67条第1項			
			17 施設を要しない第一種社会福祉事業の変更および廃止届の受理	第68条			
			18 施設を要しない第一種社会福祉事業の経営許可	第67条第2項			
			19 第二種社会福祉事業の開始届、変更届および廃止届の受理	第69条			
			20 社会福祉事業経営者に対する報告の徴収、検査および調査	第70条			
			21 第一種社会福祉事業施設経営者に対する改善命令	第71条			
			22 社会福祉事業経営者に対する制限、停止命令および許可取消	第72条			
			23 寄附金募集の許可	第73条第1項			
			24 寄附金募集結果報告の受理	第73条第3項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			25 無料または低額診療事業を行う者に対する法人税および地方税の免除に係る証明書の交付				
			26 社会福祉法人の非課税の証明				
			27 特殊用途物品の免税購入の資格証明				
			28 滋賀県社会福祉審議会への諮問の決定	第7条			
			29 社会福祉法人の指導育成				
			30 社会福祉法人に対する監査	第56条第1項			
			31 社会福祉施設に対する監査	第70条			
			32 職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	第20条			
			33 職員に対する訓練	第21条			
			34 不正な点があった場合の報告受領	第40条			
			35 社会福祉法人の仮理事の選任等	第45条			
			36 社会福祉法人の清算結了の届け出	第55条			
			37 事業の概要等に関する届け出の受理	第59条			
農林5	地すべり防止に関する事務	地すべり等防止法	1 地すべり防止区域における地すべり防止工事の承認	第11条	30万人以上市	H20.4	
		2 地すべり防止区域における制限行為の許可	第18条				
		3 地すべり防止区域における制限行為の協議	第20条				
		4 地すべり防止区域における制限行為の許可の取消し	第21条				
まち2	都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務	都市計画法	1 建築の許可	第53条第1項	全市町	H19.4	
		2 国の機関との協議	第53条第2項				
		3 建築等の許可	第65条第1項				
		4 施行者の意見の聴取	第65条第2項				
		5 国の機関との協議	第65条第3項				
		6 市街地開発事業等予定区域内において建築等を行なおうとする者への許可	第52条の2				
		7 許可の条件の付与	第79条				
		8 事業予定地の指定等	第55条				
		9 事業予定地内の土地の買い取り	第56条				
		10 土地の先買い	第57条				
		11 施行予定者が定められている都市計画施設の区域内において建築等を行おうとする者への許可	第57条の3				
まち3	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	1 拠点整備促進区域内において建築等を行なおうとする者への許可	第21条第2項	全市町	H19.4	
		2 違反行為に対する原状回復等の措置命令	第21条第6項				
		3 申出の受付、公告	第22条				
まち4	土地区画整理事業(5ha未満)に関する事務	土地区画整理法	1 施行地区内における建築行為等の許可(県が施行する土地区画整理事業に係るものを除く。)	第76条第1項	全市町	H19.4	
		2 命令()	第76条第4項				

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲 対象 市町	移譲 可能 時期	備考
			3 措置および公告(＼)	第76条第5項			
			4 施行の許可(個人施行者または土地 画整理組合が施行する土地画整理 事業(当該市が法第3条第1項の同意 を得て施行するもの及び当該市以外 の市町の区域に渡り施行されるもの を除く。)であって、当該土地画整理 事業に係る施行地区の面積が5ヘク タール未満であるものに係るもの に限る。)	第4条第1項			
			5 公告および国土交通大臣に対する 図書の送付(＼)	第9条第3項、 第10条第3項			
			6 変更の認可(＼)	第10条第1項			
			7 規約の認可(＼)	第11条第4項			
			8 施行者の変動に係る届出の受理(＼)	第11条第7項			
			9 施行者の変動に係る公告(＼)	第11条第8項			
			10 廃止または終了の認可(＼)	第13条第1項			
			11 法第9条第3項の規定による公告(＼)	第13条第4項			
			12 組合の設立の認可(＼)	第14条第1,2項			
			13 事業計画の認可(＼)	第14条第3項			
			14 事業計画の縦覧(法第20条第5項 の規定により更に手続を行うことと される場合を含む。)(＼)	第20条第1項、 第39条第2項			
			15 意見書の受理(法第20条第5項 の規定により更に手続を行うことと される場合を含む。)(＼)	第20条第2項、 第39条第2項			
			16 意見書の審査、事業計画の修正 の命令および通知(法第20条第5 項の規定により更に手続を行うこと とされる場合を含む。)(＼)	第20条第3項、 第39条第2項			
			17 公告および国土交通大臣に対 する図書の送付(＼)	第21条第3項			
			18 公告(＼)	第21条第4項			
			19 事業報告書、収支報告書、収支 決算書及び財産目録の提出(＼)	第28条第8項			
			20 理事の氏名等の届出の受理(＼)	第29条第1項			
			21 理事の氏名等の公告(＼)	第29条第2項			
			22 変更の認可(＼)	第39条第1項			
			23 公告および国土交通大臣に対 する図書の送付(＼)	第39条第4項			
			24 公告(＼)	第39条第5項			
			25 組合の解散の認可(＼)	第45条第2項			
			26 組合の解散の公告(＼)	第45条第5項			
			27 決算報告書の承認(＼)	第49条			
			28 施行の許可(区画整理会社が施行 する土地画整理事業(当該市以外 の市町の区域に渡り施行されるもの を除く。)であって、当該土地画整理 事業に係る施行地区の面積が5ヘク タール未満であるものに係るもの に限る。)	第51条の2			
			29 事業計画の縦覧(法第51条の8 第5項の規定により更に手続を行う こととされる場合を含む。)(＼)	第51条の8第1 項、第51条10 第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲 対象 市町	移譲 可能 時期	備考
			30 意見書の受理(法第51条の8第5項の規定により更に手続を行うこととされる場合を含む。)(＼)	第51条の8第2項、第51条の10第2項			
			31 意見書の審査、事業計画の修正の命令および通知(法第51条の8第5項の規定により更に手続を行うこととされる場合を含む。)(＼)	第51条の8第3項、第51条の10第2項			
			32 公告および国土交通大臣に対する図書の送付(＼)	第51条の9第3項、第51条の10第2項			
			33 変更の認可(＼)	第51条の10第1項			
			34 公告および国土交通大臣に対する図書の送付(＼)	第51条の9第5項			
			35 区画整理会社の合併又は事業の譲渡(＼)	第51条の11第1項			
			36 廃止または終了の認可(＼)	第51条の13第1項			
			37 法第9条第3項の規定による公告(＼)	第51条の13第4項			
			38 換地計画の認可(＼)	第86条第1項			
			39 換地計画の変更の認可(＼)	第97条第1項			
			40 換地処分の届出の受理(＼)	第103条第3項			
			41 換地処分に係る公告(＼)	第103条第4項			
			42 検査ならびに処分の取消し、変更および停止ならびに工事の中止および変更その他必要な措置の命令(＼)	第124条第1項			
			43 施行の認可の取消し(＼)	第124条第2項			
			44 公告(＼)	第124条第3項			
			45 検査(＼)	第125条第1,2項			
			46 処分の取消し、変更および停止ならびに工事の中止および変更その他必要な措置の命令(＼)	第125条第3項			
			47 組合の設立の認可の取消し(＼)	第125条第4項			
			48 総会、総会の部会および総代会の招集(＼)	第125条第5項			
			49 理事、監事および総代の解任の投票の実施(＼)	第125条第6項			
			50 議決、選挙、当選および解任の投票の取消し(＼)	第125条第7項			
			51 検査(＼)	第125条の2第1,2項			
			52 処分の取消し、変更および停止ならびに工事の中止および変更その他必要な措置の命令(＼)	第125条の2第3項			
			53 施行の認可の取消し(＼)	第125条の2第4項			
			54 公告(＼)	第125条の2第5項			
			55 農業会議および土地改良区からの意見の聴取(＼)	第136条			
			56 宅地以外の土地を管理する者の承認	第7条			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			57 事業計画の縦覧、意見書の受理、事業計画の修正の命令又は意見の不採択の通知及び修正の申告の受理並びに修正に係る部分の縦覧、意見書の受理及び修正の命令又は意見の不採択の通知(5ヘクタール未満の土地区画整理事業に限る)	第39条第2項			
			58 施行者の意見の聴取(5ヘクタール未満の土地区画整理事業に限る)	第76条第2項			
			59 土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理(5ヘクタール未満の土地区画整理事業に限る)	第106条第1項			
		土地区画整理法施行令	60 公告(＼)	第16条第2項			
		土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則	61 特例条例第9条の2第1号ウおよび第11条第1号エに掲げる土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則(昭和39年滋賀県規則第22号)に基づく事務のうち、特例条例第9条の2第1号アおよび第11条第1号アに掲げる事務の処理に関する事務とする。				
まち7	地すべり防止に関する事務	地すべり等防止法	1 地すべり防止区域における地すべり防止工事の承認	第11条	30万人以上市	H20.4	
		2 地すべり防止区域における制限行為の許可	第18条				
		3 地すべり防止区域における制限行為の協議	第20条				
		4 地すべり防止区域における制限行為の許可の取消し	第21条				
まち10	風致地区内における建築等の規制に関する事務	滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例	1 行為の許可(受付のみ)	第2条第1項	全市町	H19.4	
		2 国等の機関との協議	第2条第3項後段				
		3 通知の受理	第3条後段				
		4 届出の受理	第5条				
		5 監督処分	第6条第1項				
		6 措置および公告	第6条第2項				
		7 報告の徴収	第7条第1項				
		8 立入検査	第7条第2項				
その他2	砂利採取計画に関する事務	砂利採取法(河川管理者にかかるものを除く。)	1 砂利採取計画の認可	第16条	全市町	H20.4	
		2 砂利採取計画の変更認可	第20条第1項				
		3 認可採取計画の変更命令	第22条				
		4 採取に伴う災害防止のための措置命令	第23条				
		5 砂利採取の廃止の届出の受理	第24条				
		6 認可の取消しおよび採取の停止命令	第26条				
		7 業務報告の徴収	第33条				
		8 採取場、事務所への立入検査	第34条第2項				
		9 大臣等への通報等	第36条				
		10 市町村からの災害防止に関する要請に基づく調査および措置	第37条				
		11 国等の協議に対する同意	第43条				

2. パッケージ方式

(1) 生活保護指定事務パッケージ

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
福祉 2	生活保護指定医療機関に関する事務	生活保護法	1	医療機関の指定	第49条	全市	H19. 4	
			2	指定医療機関への指導	第50条第2項			
			3	医療機関からの変更等の届け	第50条の2			
			4	指定医療機関の取消	第51条第2項			
			5	医療費の審査と支払	第53条			
			6	指定医療機関からの報告徴収、立ち入り検査	第54条			
			7	助産機関等への準用(49～51条)	第55条			
			8	指定等の告示	第55条の2			
福祉 3	生活保護指定介護機関に関する事務	生活保護法	1	介護機関の指定	第54条の2	全市	H19. 4	
			2	指定等の告示	第55条の2			
			3	介護機関への準用(50～54条)	第52条の2第4項			

(2) 開発許可等パッケージ

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
まち 1	開発行為の許可等に関する事務	都市計画法	1	開発行為の許可	第29条第1,2項	全市町	H20. 4	
			2	申請書の受理、調査、決定の通知	第30条第1項			
			3	届出の受理	第34条第9号			
			4	開発審査会への付議等	第34条第10号			
			5	開発行為の変更の許可	第35条の2第1項			
			6	軽微な変更の届出の受理	第35条の2第3項			
			7	工事完了の届出の受理	第36条第1項			
			8	検査および検査済証の交付	第36条第2項			
			9	工事完了の公告	第36条第3項			
			10	工事完了の公告前の建築等の承認	第37条第1号			
			11	開発行為の廃止の届出の受理	第38条			
			12	建築物の建ぺい率等の指定	第41条第1項			
			13	許可	第41条第2項 但し書き			
			14	開発許可を受けた土地における建築等の許可	第42条第1項 但し書き			
			15	国の機関との協議	第42条第2項			
			16	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	第43条第1項			
			17	開発許可に基づく地位の承継の承認	第45条			
			18	開発登録簿の調製および保管	第46条			
			19	開発登録簿への登録	第47条第1項			
			20	開発登録簿への附記	第47条第2,3項			
			21	開発登録簿の修正	第47条第4項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲 対象 市町	移譲 可能 時期	備考
			22 開発登録簿の保管および写しの交付	第47条第5項			
			23 報告および資料の提出の要求ならびに勧告および助言(開発許可等に関するものに限る。)	第80条第1項			
			24 監督処分(＼)	第81条第1項			
			25 措置および公告(＼)	第81条第2項			
			26 公示(＼)	第81条第3項			
			27 立入検査(＼)	第82条第1項			
		都市計画法 施行規則	28 開発登録簿の閉鎖	第37条			
			29 開発登録簿閲覧所の設置	第38条第1項			
			30 閲覧規則の制定ならびに開発登録簿閲覧所の場所および閲覧規則の告示	第38条第2項			
			31 開発行為または建築に関する証明書等の交付	第60条			
まち 5	宅地造成等 規制に関する 事務	宅地造成等 規制法	1 立入調査等に係る土地の試掘等の許可に係る申請の受付	第5条第1項	全市 町	H20. 4	
			2 宅地造成に関する工事の許可に係る申請の受付	第8条第1項			
			3 宅地造成に関する工事の協議の受付	第11条			
			4 工事の完了の検査に係る申請の受付及び検査済証の交付	第12条第1,2項			
			5 宅地造成に関する工事等の届出の受付	第14条第1-3 項			
			6 宅地造成工事規制区域の指定	第3条			
			7 指定に係る現地調査のための立入	第4条			
			8 土地の立入り等に伴う損失の補償	第7条			
			9 申請に対する許可又は不許可の処分、文書通知	第10条			
			10 工事の許可の取消	第13条第1項			
			11 工事の停止又は措置の命令	第13条第2項			
			12 宅地使用の禁止等及び災害防止の措置命令	第13条第3項			
			13 災害防止の措置の代行及び措置を代行する旨の公告	第13条第5項			
			14 宅地の保全等の勧告	第15条第2項			
			15 宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のための改善命令	第16条第1,2項			
			16 宅地造成工事規制区域内の宅地への立入検査	第17条第1項			
			17 工事の状況の報告の要求	第18条			
			18 報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付				
		宅地造成等 規制法施行 令	19 擁壁設置に代えて定めることができる代替措置の制定	第16条第1項			
			20 宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出の防止のための技術的基準の強化等	第16条第2項			
		宅地造成等 規制法施行 細則	21 工事計画変更の届出の受付	第4条第2項			
			22 住所変更等の届出の受付	第5条			
			23 国等の計画が規定に適合していることを証する書面の証明	第8条第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目		根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
まち6	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務	租税特別措置法	1	優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明	第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハおよび第63条第3項第5号イ	全市町	H20.4	
		旧租税特別措置法	2	優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明	旧第63条の2第3項第2号			

(3) 屋外広告物パッケージ

NO	事務の名称	法令名	事務項目		根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
まち8	屋外広告物の許可等に関する事務	滋賀県屋外広告物条例	1	屋外広告物の表示または掲出物件の設置および変更の許可	第6条、第8条第3項、第15条第1項	全市町	H19.4	
			2	屋外広告物の表示または掲出物件の継続の許可	第15条第2項			
			3	国、地方公共団体が屋外広告物またはその掲出物件を表示し設置する場合の通知の受理	第8条第4項			
			4	知事が指定する公共的団体が屋外広告物またはその掲出物件を表示し、または設置する場合の届出の受理	第8条第5項			
			5	屋外広告物の表示者等の変更届の受理	第13条			
			6	許可広告物等の除却届の受理	第17条第2項			
			7	違反者に対する措置命令および告示	第18条			
			8	許可の取消し	第19条			
			9	違反広告物の表示もしくは設置の停止または除却の命令および告示	第20条			
			10	立入検査	第21条			
まち9	違反屋外広告物の除却等に関する事務	屋外広告物法	1	はり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却	第7条第4項	全市町	H19.4	
			3	除却した広告物の廃棄	第8条第4項			
		滋賀県屋外広告物条例	4	保管広告物等の公示	第20条の2第1項および第2項			
			5	保管広告物等の売却および代金の保管	第20条の3			
			6	保管広告物等の返還	第20条の4			

3. 一律方式

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
生活1	家庭用品品質表示に関する事務	家庭用品品質表示法	1	表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示	第4条第1項	全市町	H19.4	
			2	指示に従わない販売業者の公表	第4条第2項			
			3	品質に関する表示が適正に行われていない旨の申出の受理	第10条第1項			
			4	申出にかかる必要な調査	第10条第2項			
生活4	専用水道に関する事務	水道法	1	専用水道の布設工事の設計の確認	第32条	全市町	H19.4	
			2	専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項変更の届出の受理	第33条第3項			
			3	専用水道布設工事設計の確認通知等	第33条第5項			
			4	専用水道設置者からの給水開始前の届出の受理	第34条第1項 で準用する第13条第1項			
			5	専用水道設置者からの業務の委託に関する届出の受理	第34条第1項 で準用する第24条の3第2項			
			6	専用水道の設置者に対する改善の指示	第36条第1項			
			7	専用水道の水道技術管理者に対する警告および専用水道設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告	第36条第2項			
			8	専用水道設置者に対する給水停止命令	第37条			
			9	専用水道設置者からの必要な報告の徴収および立入検査	第39条第2項			
生活5	簡易専用水道に関する事務	水道法	1	簡易専用水道設置者に対する管理に関する必要な措置の指示	第36条第3項	全市町	H19.4	
			2	簡易専用水道設置者に対する給水停止命令	第37条			
			3	簡易専用水道設置者からの必要な報告の徴収および立入検査	第39条第2,3項			
生活6	動物の飼養許可等に関する事務	化製場等に関する法律	1	動物の飼養又は収容の許可	第9条第1項	全市町	H21.4	
			2	動物の種類等の届出の受理	第9条第4項			
			3	報告の要求又は化製場等への立入検査、措置命令、許可の取消又は施設の使用の制限もしくは禁止の命令	第9条第5項			
生活7	動物の飼養に伴う周辺の生活環境の保全に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律	1	周辺の生活環境の保全に係る勧告	第15条第1項	全市町	H19.4	
			2	周辺の生活環境の保全に係る措置の命令	第15条第2項			
			3	通報の受理(動物の死体の発見に係るものに限り)	第19条第1項			
			4	動物の死体の収容	第19条第2項			
生活8	食品衛生に関する事務	食品衛生法	1	規格が定められた食品、容器包装等の検査	第25条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2	販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	第26条第1項			
生活9	製菓衛生師免許に関する事務	製菓衛生師法	1	製菓衛生師試験の受験願書の受理及び県への送付	第4条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2	製菓衛生師免許証の交付	第7条第3項			
		製菓衛生師法施行令	3	申請書の受理及び県への送付	第1条			
			4	名簿の訂正の受付及び申請書の知事への送付	第3条第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			5 名簿の登録削除の申請の受付及び申請書の知事への送付	第4条			
			6 免許証の書換え交付の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに免許証の交付	第5条第2項			
			7 免許証の再交付申請の受付及び申請書の知事への送付並びに免許証の交付	第6条第2項			
			8 免許証の返納の受付及び知事への送付	第6条第4項及び第7条第1,2項			
			9 指定養成施設の構造設備等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第10条第3項			
生活10	クリーニング業に関する事務	クリーニング業法施行令	1 免許証の交付	第1条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2 免許証の訂正の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに同項の免許証の交付	第1条第2項			
			3 免許証の再交付の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに同項の免許証の交付	第1条第3項			
		クリーニング業法施行規則	4 受験願書の提出の受付及び知事への送付	第3条第1項			
			5 申請書の受理及び知事への送付	第4条			
			6 免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付、再交付申請後の旧免許証の提出の受付及び知事への送付	第6条			
			7 免許証の訂正の申請の受理及び知事への送付	第8条			
			8 取消処分による免許証の返納の受理及び知事への送付	第9条			
			9 登録の抹消の申請の受理及び知事への送付、返納の受理及び知事への送付	第10条			
生活11	建築物の衛生的環境の確保に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	1 事業の登録	第12条の2	30万人以上市	保健所設置時	
			2 登録営業所の登録の取消	第12条の4			
			3 登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問	第12条の5			
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	4 登録証明書の交付	第32条			
			5 登録事項の変更又は事業の廃止の届出の受理	第33条			
生活12	温泉に関する事務	温泉法	1 土地の掘削の許可の申請の受付及び申請書の知事への送付	第3条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2 有効期間の更新の申請の受付及び申請書の知事への送付	第5条第2項			
			3 工事の完了又は廃止の届出の受付及び届出書の知事への送付	第6条第1項			
			4 増掘及び動力の装置の許可の申請の受理及び申請書の知事への送付	第9条第1項			
			5 増掘又は動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理及び知事への送付	第9条第2項			
生活13	動物取扱業に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律	1 動物取扱業の届出の受理	第8条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2 動物取扱業の変更の届出の受理	第9条第1項			
			3 変更又は使用の廃止の届出の受理	第9条第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			4 動物取扱業者の地位の承継の届出の受理	第10条第2項			
			5 動物取扱業者に対する改善の勧告	第12条第1項			
			6 動物取扱業者に対する改善の命令	第12条第2項			
			7 動物取扱業者に対する報告の徴収、立入検査	第13条第1項			
生活14	動物の飼養に関する事務	滋賀県動物の保護および管理に関する条例	1 特定動物の飼養に係る許可、変更許可	第6条～第9条	30万人以上市	保健所設置時	
			2 特定動物の飼養に係る変更届、廃止届	第10条			
			3 特定動物の飼養に係る許可の取消	第11条			
			4 野犬等の収容等	第17条第1、2項			
			5 収容した野犬等の飼い主に対するおよび公示ならびに処分	第18条			
			6 野犬等の掃討等	第19条			
			7 特定動物逸走時の通報受理、捕獲、殺処分	第20条第1、2項			
			8 特定動物および飼い犬による事故届出の受理、飼い主に対する措置命令	第21条第1項 第22条			
			9 立入調査等	第23条第1項			
環境1	大気汚染防止に関する事務	大気汚染防止法	1 ばい煙の排出基準の設定に関する知事意見の決定	第3条5項等	30万人以上市	H19.4	
			2 ばい煙発生施設の設置、構造等変更の届出の受理	第6条、第7条、第8条			
			3 ばい煙発生施設に係る氏名変更等の届出および承継の届出の受理	第11条、第12条			
			4 ばい煙発生施設の計画変更等の命令	第9条			
			5 ばい煙発生施設の実施の制限期間の短縮	第10条第2項			
			6 ばい煙発生施設等の改善または一時停止命令	第14条第1項			
			7 事故時の通報受理	第17条第2項			
			8 事故時の措置命令	第17条第3項			
			9 一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理	第18条、第18条の2等			
			10 一般粉じん発生施設の基準適合命令等	第18条の4			
			11 特定粉じん発生施設の設置等の届出の受理	第18条の6等			
			12 特定粉じん発生施設の計画変更命令等	第18条の8			
			13 特定粉じん発生施設の改善命令等	第18条の11			
			14 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	第18条の15			
			15 特定粉じん排出等作業の計画変更命令	第18条の16			
			16 特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等	第18条の18			
			17 自動車排出ガスの濃度の測定	第20条			
			18 自動車排出ガス測定に基づく要請等	第21条			
			19 緊急時の発令通知の措置	第23条第1項			
			20 緊急時の報告の措置とばい煙排出量の減少等についての協力要請	第23条第1項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			21 重大緊急時におけるばい煙量減少措置の命令等	第23条第2項			
			22 報告聴取および立入検査	第26条第1項			
			23 国の行政機関の長に対する措置要請	第27条第4項			
			24 関係行政機関に対する協力要請および意見陳述	第28条第2項			
			25 指定物質の排出または受数の抑制に係る勧告	附則第10項			
			26 指定物質排出施設の状況等の報告の徴収	附則第11項			
			27 大気汚染の常時監視体制の整備等	第18条の23、第22条			
			28 大気汚染状況の公表	第24条第1項			
			29 ばい煙発生施設の改善等の措置命令	第9条の2			
			30 季節による燃料使用基準の遵守勧告	第15条第1項			
			31 季節による燃料使用基準の遵守命令	第15条第2項			
			32 燃料使用基準不適合の勧告、命令	第15条の2			
			33 指定ばい煙処理の方法改善等の措置命令	第14条第3項			
			34 特定粉じん発生施設の使用届出の受理及び知事送付	第18条の7第1項			
			35 ばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮	第18条の13第1項			
			36 ばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮	第18条の13第2項			
			37 国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	第27条第3項			
			38 措置要請に伴う措置状況の通知の受理	第27条第5項			
			39 改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	第27条第6項			
		大気汚染防止法施行令	40 大気汚染物質の緊急事態状況の通報(公表)	施行令第11条			
環境 2	大気環境への負荷の低減に関する事務	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	1 自動車管理計画の受理	第13条4項	30万人以上市	H19.4	
			2 自動車管理計画に係る氏名等の変更の届出の受理	第13条6項			
			3 自動車管理計画に関する指針の策定および公表	第14条			
			4 自動車管理計画事業者に対する指導および助言	第15条			
			5 駐車場の設置者等に対する指導	第17条			
			6 オゾン層破壊物質の回収業者等に対する勧告	第23条			
			7 オゾン層破壊物質の回収業者等に対する措置命令	第24条			
			8 大気環境負荷低減計画の受理	第26条1項			
			9 大気環境負荷低減計画に係る氏名等の変更の届出の受理	第26条3項			
			10 大気環境負荷低減計画に基づく対策の実施に係る指導および助言	第27条1項			
			11 大気環境負荷低減計画を提出しない特定事業者に対する勧告	第27条2項			
			12 大気環境負荷低減計画の公表	第28条			
			13 大気環境負荷低減計画に関する指針の策定および公表	第31条1項、2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			14 大気環境負荷低減計画を策定しようとする事業者に対する指導等	第31条3項			
			15 条例の施行に必要な報告の徴収、立入検査	第33条1項			
環境 3	公害防止に関する事務	滋賀県公害防止条例	1 指定工場の設置許可	第10条	30万人以上市	H19.4	
			2 指定工場の構造等の変更許可	第15条			
			3 指定工場の許可に係る氏名変更等の届出の受理	第16条、第17条第3項			
			4 指定工場の構造等に係る改善命令等	第18条			
			5 指定工場の許可の取消	第19条			
			6 指定工場の許可を受けないもの等に係る操業停止命令	第20条			
			7 ばい煙発生施設の設置、構造等変更の届出の受理	第30条～第32条			
			8 ばい煙発生施設に係る氏名変更等の届出および承継の届出の受理	第37条			
			9 ばい煙発生施設の計画変更等の命令	第33条			
			10 ばい煙発生施設の実施の制限期間の短縮	第34条第2項			
			11 ばい煙発生施設等の改善または一時停止命令	第36条第1項			
			12 事故時の通報受理	第37条の2第2項			
			13 事故時の措置命令	第37条の2第3項			
			14 拡声機の使用に係る警告	第48条			
			15 規制基準がないばい煙等の発生者に対する必要な措置の指示	第51条			
			16 報告の徴収、立入検査	第52条第1項			
			17 特定施設の事故に係る通報の受理	第29条の2第1項			
			18 特定施設の事故に係る措置の命令	第29条の2第2項			
			19 ばい煙発生施設に係る氏名変更等の届出および承継の届出の受理	第37条			
			20 事故時の通報受理	第37条の2第2項			
			21 事故時の措置命令	第37条の2第3項			
			22 拡声機の使用に係る警告	第48条			
環境 4	特定工場における公害防止組織に関する事務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	1 公害防止統括者等の選任等の届出受理	第3条、4条、5条、6条	30万人以上市	H19.4	
			2 公害防止統括者等の解任命令	第10条			
			3 公害防止統括者等に関する報告徴収および立入検査	第11条			
			4 公害防止管理者等に関する研修および指導	第12条			
			5 特定事業者の地位の承継の届出の受理	第6条の2第2項			
環境 5	騒音規制に関する事務	騒音規制法	1 騒音規制区域の指定、変更または廃止等	第3条	全市町	H19.4	
			2 騒音規制基準の設定、変更または廃止等	第4条			
			3 特定建設作業の規制に係る区域の指定	厚生省等告示第1号			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			4 自動車騒音の状況の常時監視および 国への報告	第18条			
			5 常時監視結果の公表	第19条第1項			
			6 関係行政機関に対する協力要請または 意見陳述	第22条第1項			
			7 自動車騒音の限度を定める命令に係る 区域指定と時間区分設定	第17条第1項 命令			
			8 学校等の施設の集合地域等に係る自 動車騒音の限度の決定	同上			
		指定地域内 における自 動車騒音の 限度を定め る省令	9 騒音規制法第17条第1項の規定に基 づく指定地域内における自動車騒音 の限度を定める省令(平成12年総理府 令第15号)別表備考の規定に基づく区 域の指定				
環境 6	振動規制に 関する事務	振動規制法	1 振動規制区域の指定、変更または廃 止等	第3条	全市 町	H19. 4	
			2 振動規制基準の設定、変更または廃 止等	第4条			
			3 関係行政機関に対する協力要請または 意見陳述	第20条			
		振動規制法 施行規則	4 特定建設作業の規制に係る区域の指 定	別表			
		5 道路交通振動の限度を定める命令に 係る区域指定と時間区分設定	別表第2				
		6 学校等の施設の集合地域等に係る道 路交通振動の限度の決定	第12条				
環境 7	悪臭防止に 関する事務	悪臭防止法	1 悪臭原因物の排出規制区域の指定、 変更または解除	第3条	全市 町	H19. 4	
			2 悪臭原因物の排出規制基準の設定、 変更または廃止	第4条			
			3 規制地域および規制基準の設定にか かる意見聴取	第5条			
			4 規制地域及び規制基準の公示	第6条			
			5 関係行政機関に対する協力要請または 意見陳述	第21条			
環境 8	ダイオキシ ン類対策に 関する事務	ダイオキシ ン類対策特 別措置法	1 特定施設の設置届出の受理	第12条第1項	30万 人以上 上市	H19. 4	
			2 特定施設の使用届出の受理	第13条第1項			
			3 特定施設の構造等変更届出の受理	第14条第1項			
			4 特定施設の計画変更命令等	第15条第1項			
			5 大気基準適用施設への改善等措置命 令	第16条			
			6 特定施設設置等の期間短縮	第17条第2項			
			7 特定施設の氏名等変更届出の受理	第18条第1項			
			8 特定施設の承継届出の受理	第19条第3項			
			9 特定施設の使用停止、改善命令	第22条			
			10 事故状況等届出の受理	第23条第2項			
			11 事故時における措置命令	第23条第3項			
			12 ダイオキシン類に係る汚染状況の常時 監視	第26条第1項			
			13 常時監視結果の環境大臣への報告	第26条第2項			
			14 常時監視の測定の実施	第27条第1項			
			15 常時監視結果報告の受理	第27条第2項			
			16 常時監視結果の公表	第27条第3項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			17 常時監視実施のための立入及び検体集取	第27条第4項			
			18 上乗せ基準適用施設の測定結果報告の受理	第28条第3項			
			19 上乗せ基準適用施設の測定結果の公表	第28条第4項			
			20 報告聴取及び立入検査	第34条第1項			
			21 国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	第35条第2項			
			22 国の行政機関の長に対する措置要請	第35条第3項			
			23 措置要請に伴う措置状況の通知の受理	第35条第4項			
			24 改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	第35条第5項			
			25 関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	第36条第2項			
環境 9	特定化学物質に関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	1 排出量及び移動量の届出の経由並びに意見の添付	第5条第3項	30万人以上市	H19.4	
			2 対応化学物質分類名の通知の受理	第6条第3項			
			3 第一種指定化学物質の名称の通知の受理	第7条第2項及び第3項			
			4 説明の要求	第7条第5項			
			5 ファイル記録事項の通知の受理	第8条第2項			
			6 集計の結果の通知の受理	第8条第4項			
			7 集計及びその結果の公表	第8条第5項			
			8 資料の提供の要求又は意見の陳述	第13条			
環境 10	鳥獣の捕獲の許可等に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	1 鳥獣の捕獲および殺傷の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的で行うカラス、ドバト、スズメ、サル、イノシシおよびシカの捕獲および殺傷に係るものに限る。)	第9条第1項	全市町	H19.4	
			2 許可証および従事者証の交付(＼)	第9条第7,8項			
			3 許可証および従事者証の再交付(＼)	第9条第9項			
			4 許可証および従事者証の返納の受理(＼)	第9条第11項			
			5 報告の受理(＼)	第9条第12項			
			6 必要な措置の命令(＼)	第10条第1項			
			7 許可の取消し(＼)	第10条第2項			
			8 飼養の登録	第19条第1項			
			9 登録票の交付	第19条第3項			
			10 登録の有効期限の更新	第19条第5項			
			11 登録票の再交付	第19条第6項			
			12 登録鳥獣の譲受けおよび引受けの届出の受理	第20条第3項			
			13 登録票の返納の受理	第21条第1項			
			14 飼養登録票の再交付	第21条第2項			
			15 必要な措置の命令	第22条第1項			
			16 登録の取消し	第22条第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
			17 販売禁止鳥獣等の販売の許可	第24条第1項				
			18 販売許可証の交付	第24条第5項				
			19 販売許可証の再交付	第24条第6項				
			20 販売許可証の返納の受理	第24条第8項				
			21 必要な措置の命令	第24条第9項				
			22 許可の取消し	第24条第10項				
			23 鳥獣の捕獲許可を受けた者等に対する報告の請求(＼)	第75条第1項				
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	24 許可証および従事者証の記載事項の変更の届出の受理(＼)	第7条第10,11項				
			25 許可証および従事者証の亡失の届出の受理(＼)	第7条第12,13項				
			26 登録票の記載事項の変更の届出の受理	第20条第5項				
			27 登録票の亡失の届出の受理	第20条第6項				
			28 特例条例第2条第10号の3ウに掲げる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年滋賀県規則第59号)に基づく事務のうち、同号アおよびイに掲げる事務の処理に関する事務とする。					
			29 販売許可証の住所・氏名の変更の届出の受理	第24条第5項				
			30 販売許可証の亡失の届出の受理	第24条第6項				
福祉1	生活保護施設の認可等に関する事務	生活保護法	1 保護施設の設置	第40条	30万人以上市	H19.4		
			2 法人、日赤からの施設設置の届出、認可	第41条第2、3項				
			3 施設設置に対する条件の付与	第41条第4項				
			4 法人、日赤設置の施設の内容変更の届出	第41条第5項				
			5 法人、日赤設置の施設の休止、廃止の届出	第42条				
			6 施設指導	第43条				
			7 報告の徴収、立ち入り検査、改善命令	第44条				
			8 大臣から施設の改善、停止、廃止命令を受ける	第45条第1項				
			9 施設の改善、停止、取消命令	第45条第2、4項				
			10 保護施設の管理規定の変更命令	第46条第3項				
			11 保護施設の長に対する制限等	第48条第3項				
			12 社会福祉法人等の設置した保護施設に対する補助および監督	第74条				
			13 保護施設の設置者からの補助金等の返還命令	第79条				
福祉5	民生委員児童委員に関する事務	民生委員法 児童福祉法	1 民生委員の定数の決定	第4条	全市町	H19.4		
			2 民生委員協議会を組織する区域の決定	第20条	全市	H19.4		

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
福祉6	児童福祉施設に関する事務	児童福祉法	1	施設の設置認可	第35条第4項	30万人以上	中核市移行時
			2	施設の廃止承認	第35条第7項		
			3	施設長等に対する報告の徴収、立入調査	第46条第1項		
			4	施設長に対する改善命令	第46条第3項		
			5	施設長に対する事業停止命令	第46条第4項		
			6	施設の設置認可取消	第58条		
		児童福祉法施行規則	7	施設の変更届	第37条第5項		
			8	施設の幹部職員等変更届	第37条第6項		
福祉7	無認可児童福祉施設に関する事務	児童福祉法	1	立入調査の実施、改善勧告等	第59条	10万人以上	H19.4
			2	認可外保育所の設置の届出の受理	第59条の2		
			3	認可外保育所の運営状況の報告、公表	第59条の2の5		
福祉8	市町による児童福祉施設の設置に関する事務	児童福祉法	1	市町村が行う児童福祉施設設置の知事への届出	第35条第3項	30万人以上	H19.4
			2	市町村の児童福祉施設の廃止または休止の知事への届出	第35条第6項		
福祉9	母子家庭等日常生活支援事業等に関する事務	母子及び寡婦福祉法	1	母子家庭等日常生活支援事業開始の届出の受理	第20条	30万人以上	H19.4
			2	母子家庭等日常生活支援事業廃止等の届出の受理	第21条		
			3	母子家庭等日常生活支援事業の報告の徴収および立入検査	第22条		
			4	母子家庭等日常生活支援事業者に対する事業の停止、制限	第23条		
			5	寡婦日常生活支援事業開始の届出の受理	第33条第3項		
			6	寡婦日常生活支援事業に対する事業の停止、制限等(第21条～第23条の)	第33条第4項		
			7	公共的施設内での母子福祉団体等による売店等の設置運営の協議等	第25条		
福祉10	障害者相談員に関する事務	知的障害者福祉法	1	知的障害者相談員の委託	第15条の2	30万人以上	H19.4
			2	知的障害者相談員活動費の支払い			
		身体障害者福祉法	3	身体障害者相談員の委託	第12条の3		
			4	身体障害者相談員活動費の支払い			
福祉11	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者福祉法	1	身体障害者手帳の交付申請の受理	第15条1項	30万人以上	H19.4
			2	医師の指定	第15条2項		
			3	身体障害者手帳の交付	第15条4項		
			4	障害認定できない申請への通知	第15条5項		
			5	身体障害者手帳の返還命令	第16条2項		
		児童福祉法	6	身体障害者手帳の返還事由の報告受理	第19条第3項		
		身体障害者福祉法施行令	7	身体障害者手帳の再交付	第10条第1項		
		公職選挙法施行令	8	両下肢等の障害の程度の証明	第59条の2第1号		
福祉12	更生医療機関の指定に関する事務	身体障害者福祉法	1	更生医療を担当する医療機関の指定	第19条の2第1項(54条2項、59条1項)	30万人以上	H19.4
			2	更生医療を担当する医療機関の指定の取消	第19条の2第4項(68条)		

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
福祉13	育成医療に関する事務	児童福祉法	1	身体障害児童に対する育成医療の給付又はこれのかわる費用の支給	第20条(58条)	全市(町は体制整備を条件に移譲する)	H19.4 (H18.4.1施行される障害者自立支援法での条文)	
			2	結核児童に対する入院・療育の給付	第21条の9第1項			
			3	指定療育機関の指定	第21条の9第4項			
			4	指定療育機関の指定取消	第21条の9第7項			
			5	育成医療の給付に関する規定の準用	第21条の9第8項			
福祉14	養育医療に関する事務	母子保健法	1	未熟児に対する養育医療の給付	第20条第4項	全市(町は体制整備を条件に移譲する)	H19.4	
			2	指定養育機関の指定	第20条第5項			
			3	指定養育機関の指定の取消	第20条第6項			
			4	費用の徴収	第21条の4第1項			
福祉15	原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	1	被爆者健康手帳の交付の申請の受付及び申請書の知事への送付	第2条第1項	30万人以上	保健所設置時	
			2	被爆者健康手帳の交付	第2条第2項			
			3	健康診断の実施	第7条			
			4	健康診断に関する記録の作成及び保存	第8条			
			5	健康診断の結果に基づく指導	第9条			
			6	被爆者一般疾病医療機関の指定の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに当該指定に係る指定書の交付	第19条第1項			
			7	被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の受付及び申請書の知事への送付	第19条第2項			
			8	被爆者一般疾病医療機関の指定の取消しに係る通知書の交付	第19条第3項			
			9	医療特別手当の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第24条第2項			
			10	特別手当の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第25条第2項			
			11	原子爆弾小頭症手当の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第26条第2項			
			12	健康管理手当の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第27条第2項			
			13	保健手当の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第28条第2項			
			14	身体上の障害、配偶者・子等のない70歳以上のいずれかに該当する旨の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第28条第3項ただし書			
			15	医療特別手当等の支払の一時差止めの通知に係る通知書の交付	第30条第2項			
			16	介護手当の支給の申請の受付及び申請書の知事への送付	第31条			
			17	葬祭料の支給の申請の受付及び申請書の知事への送付	第32条			
			原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令	18	第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付			第3条第1項等
		19		国外への居住地の変更届出の受理等	第4条			
		20		国内への居住地の変更届出の受理等	第5条			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲 対象 市町	移譲 可能 時期	備考
			21 被爆者健康手帳の再交付	第6条			
			22 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第8条第1項			
			23 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定書の交付	第8条第2項			
			24 医療機関の指定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第11条第1項			
			25 指定訪問看護事業者等の指定の申請の受付及び申請書の知事への送付	第11条第2項			
			26 名称の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第12条			
			27 指定辞退の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付	第13条			
			28 被爆者一般疾病医療機関の指定申請の受理等	第15条			
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	29 被爆者健康手帳等の返還	第4条第2項			
			30 氏名等の変更の届出の処理	第7条第1項			
			31 被爆者健康手帳の返還の受理等	第7条第3項			
			32 被爆者健康手帳等の再交付の申請の受付及び申請書の知事への送付(申請者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)	第7条の2第1項			
			33 被爆者健康手帳等の返還の受付及び知事への送付(返還者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)	第7条の2第3項及び第8条			
			34 被爆者健康手帳の返還の受理等	第8条			
			35 支給申請書の受理及び県への送付	第22条第1項			
			36 一般疾病医療費の支給の申請の受付	第26条第1項			
			37 医療特別手当認定の申請の受付	第29条第1項			
			38 医療特別手当の認定をした旨の通知に係る通知書及び証書の交付	第30条			
			39 要件に該当しない旨の通知に係る通知書の交付	第31条			
			40 健康状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第32条第1項			
			41 医療特別手当証書の返付及び交付	第33条第1項			
			42 医療特別手当の要件に該当しなくなった旨の通知に係る通知書の交付	第33条第2項			
			43 氏名の変更の届出の受理	第34条			
			44 医療特別手当受給権者等からの居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第35条第1項			
			45 医療特別手当受給者の国外への居住地変更の届け出の受付および知事への送付	第35条第2項			
			46 国外に居住する医療特別手当受給者が国内に居住地変更した場合の届出の受付および知事への送付	第35条第3項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲 対象 市町	移譲 可能 時期	備考
			47 医療特別手当証書の返付及び交付	第36条			
			48 医療特別手当証書の再交付の申請の受付及び申請書の知事への送付	第37条第1項			
			49 医療特別手当証書の返納の受理等	第37条第3項			
			50 医療特別手当証書の交付	第38条第1項			
			51 失権の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第39条			
			52 医療特別手当受給権者等への失権の通知に係る通知書の交付	第40条第1項			
			53 証書の返納の命令に係る命令書の交付	第40条第2項			
			54 死亡の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第41条			
			55 特別手当の支給の申請の受理等	第44条			
			56 特別手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付	第45条			
			57 原子爆弾小頭症手当の認定申請の受理等	第48条			
			58 原子爆弾小頭症手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付	第49条			
			59 健康管理手当認定申請書の受理及び県への送付	第52条第1項			
			60 健康管理手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付	第53条			
			61 保健手当認定申請書の受理及び県への送付	第56条第1項			
			62 保健手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付	第57条			
			63 保健手当額の改定の申請の受理等	第58条第1項			
			64 保健手当の認定の通知に係る通知書の交付及び証書の返付又は交付	第58条第2項			
			65 身体上の障害か同居配偶者、子及び孫のいずれもない七十歳以上のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の返付	第58条第3項			
			66 身体上の障害か同居配偶者、子及び孫のいずれもない七十歳以上ののいずれにも該当しなくなったときの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第59条第1項			
			67 保健手当証書の返付及び交付	第59条第2項			
			68 現況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第60条第1項			
			69 保健手当証書の返付及び交付	第61条第1項			
			70 身体上の障害か同居配偶者、子及び孫のいずれもない七十歳以上ののいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び保健手当証書の返付又は交付	第61条第2項			
			71 身体上の障害か同居配偶者、子及び孫のいずれもない七十歳以上のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の提出の命令に係る命令書の交付	第62条第1項			
			72 保健手当証書の返付及び交付	第62条第2項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			73 介護手当支給申請書の受理及び県への送付	第65条第1項			
			74 介護手当の継続支給の申請の受付及び申請書の知事への送付	第65条第2項			
			75 介護手当継続支給対象者の氏名の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第66条			
			76 介護手当継続支給対象者の居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第67条第1項			
			77 介護手当継続支給対象者の国外の居住地への変更の届出の受理等	第67条の2			
			78 介護手当継続支給対象者の申請書の記載事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第68条			
			79 介護手当継続支給対象者の同条各号のいずれかに該当した旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第69条			
			80 葬祭料支給申請書の受理及び県への送付	第71条			
			81 特別葬祭給付金支給申請の受理及び知事への送付	第72条			
			82 特別葬祭給付金の支給の認定の通知書の交付	第73条			
			83 第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付の申請の受付及び申請書の知事への送付	附則第2条第2項			
			84 第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付	附則第2条第4項			
			85 居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	附則第4条第1項等			
			86 国内に居住地を有しない被爆者の氏名変更、居住地変更の届出の受理等	平成15附則第2条			
			87 未届非居住者の被爆者健康手帳の再交付の申請の受理等	平成15附則第3条			
			88 未届非居住者の死亡に係る被爆者健康手帳の返還の受理等	平成15年附則第4条			
福祉16	精神保健及び精神障害者福祉に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1 申請、通報又は届出のあった者についての調査	第27条第1項	30万人以上 全市町	保健所設置時 H19.4	
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	3 費用を負担しない旨の通知に係る通知書の交付	第4条の2第1項			
保健1	未熟児訪問指導に関する事務	母子保健法	1 2500グラム未満の乳児を出生した保護者は速やかに現在地の都道府県に届け出る(届くの受理)	第18条	全市町	H19.4	
			2 未熟児の訪問指導(未熟児について養育上必要と認めるときは訪問し、必要な指導を行わせる。)	第19条			
			3 (未熟児でなくなった後も継続することができる11条の準用)	第19条の2			
			4 (県が訪問を行う時は当該未熟児の現在地の市町村に通知をする。)	第19条の3			

NO	事務の名称	法令名	事務項目		根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
保健 2	母体保護法の施行に関する事務	母体保護法	1	不妊手術・人工妊娠中絶の届け出の受理	第25条	30万人以上市	保健所設置時	
			2	標識の交付申請・受付・標識の交付	第1条第2項			
			3	住所変更の届出の受理	第13条第1項			
			4	指定証又は標識の返納の受付	第15条第6項			
保健 3	死体解剖保存法の施行に関する事務	死体解剖保存法施行令	1	認定の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに認定証明書の交付	第1条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2	申請の受理等	第3条第1項			
			3	認定証明書の再交付の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに認定証明書の交付	第3条第2項			
			4	認定証明書の返納の受付及び知事への送付	第3条第5項、4条			
			5	住所の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第5条第1項			
保健 4	医療法人・医療機関に関する事務	医療法	1	地域医療支援病院の承認の申請の受理及び申請書の県送付並びに決定通知に係る経由事務	第4条第1項	30万人以上市	保健所設置時	
			2	地域医療支援病院の開設者の報告書の提出の受付及び知事への送付	第12条の2			
			3	病院の医師の宿直の免除の許可	第16条但し書			
			4	病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員又は業務の停止の命令	第23条の2			
			5	病院の使用の制限等及び修繕等の命令	第24条第1項			
			6	病院の管理者の変更の命令	第28条			
			7	法第7条第2項又は第3項の規定による許可の取消しに係る取消書の交付	第29条第2項			
			8	医療法人の設立の認可	第44条第1項			
			9	医療法人の設立認可、解散、業務停止又は役員解任の勧告及び認可の取り消しに関する医療審議会の意見聴取	第45条第2項			
			10	理事の減員の認可	第46条の2第1項但し書			
			11	医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可	第46条の3第1項但し書			
			12	管理者の一部を理事に加えないことの認可	第47条第1項但し書			
			13	定款又は寄附行為の変更の認可	第50条第1項			
			14	定款又は寄附行為の変更の届出の受理	第50条第3項			
			15	医療法人の決算の届出の受理	第51条第1項			
			16	医療法人の解散の認可	第55条第3項			
			17	医療法人の解散の届出の受理	第55条第5項			
			18	解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可	第56条第2項			
			19	解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可	第56条第3項			
			20	医療法人の合併の認可	第57条第4項			
			21	医療法人に対する報告の徴収及び立入検査	第63条第1項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			22 医療法人に対する措置命令	第64条第1項			
			23 医療法人に対する業務の停止の命令及び役員解任の勧告	第64条第2項			
			24 特別医療法人に対する収益業務の停止の命令	第64条の2			
			25 医療法人の設立の認可の取消し	第65条			
			26 医療法人の設立の認可の取消し	第66条第1項			
			27 弁明の機会の付与等	第67条			
			28 民法40条に基づく名称等の決定の請求の受付及び請求書の知事送付並びに決定書の交付	第68条			
			29 民法第40条の規定に基づく名称等の決定	第68条			
			30 民法第56条の規定に基づく仮理事の選任	第68条			
			31 民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任	第68条			
			32 民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受理	第68条			
			33 民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受理	第68条			
			34 民法第83条の規定に基づく清算の終了の届出の受理	第68条			
		医療法施行令	35 医療法人台帳の備付け	第5条の6第1項			
			36 医療法人の主たる事務所の移転の通知	第5条の6第2項			
			37 登記又は登記年月日の届出の受理	第5条の7			
			38 役員の変更の届出の受理	第5条の8			
保健5	薬局の開設許可等に関する事務	薬事法	1 薬局の開設許可、許可の更新	4条、4条の2	30万人以上市	保健所設置時	
			2 薬局の管理者兼務許可	7条第3項			
			3 薬局の休廃止等の届出の受理	10条			
			4 製造販売業の許可・更新(薬局製造販売医薬品)	12条第1,2項(令80条)			
			5 製造業の許可・更新(薬局製造販売医薬品)	13条第2,3項			
			6 医薬品等の製造販売品目の承認等(薬局製造医薬品)	14条第1,9,10項			
			7 製造販売業、製造業の休廃止等の届出の受理	19条第1,2項			
			8 卸売一般販売業の許可	26条			
			9 卸売一般販売業の販売先変更許可	26条第3項			
			10 卸売一般販売業の管理者兼務許可	27条準用7条第3項			
			11 薬種商販売業の許可	28条第1項			
			12 卸売一般販売業・薬種商業の休廃業等の届出の受理	38条準用10条			
			13 立入検査、必要な報告の徴収、収去	69条第1,2項			
			14 廃棄等	70条第1項			
			15 医薬品の検査命令	71条			
			16 構造設備の改善命令等	72条第3,4項			
			17 薬剤師の増員命令	72条の2			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			18 必要な措置命令	72条の3第2項			
			19 総括製造販売責任者等の変更命令	73条			
			20 承認の取消し等	74条の2			
			21 許可の取消、業務の全部または一部の停止命令	75条第1項			
			22 許可等の更新を拒否する場合の手続き	76条			
			23 回収報告の受理および知事への報告	77条の4の3			
		薬事法施行令	24 取扱処方せん数の届出の受理	令2条			
保健 6	医療機器販売業に関する事務	薬事法	1 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可	39条	30万人以上市	保健所設置時	
			2 管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理	39条の3			
			3 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理	40条第1項準用10条			
			4 管理医療機器の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理	40条第2項			
			5 生物由来製品の記録等の指導および助言	68条の10			
			6 立入検査、必要な報告の徴収、収去	69条第1,2項			
			7 廃棄等	70条第1項			
			8 必要な措置命令	72条の3第2項			
			9 総括製造販売責任者等の変更命令	73条			
			10 承認の取消し等	74条の2			
			11 許可の取消、業務の全部または一部の停止命令	75条第1項			
			12 許可等の更新を拒否する場合の手続き	76条			
			13 回収報告の受理および知事への報告	77条の4の3			
保健 7	麻薬及び向精神薬取締に関する事務	麻薬及び向精神薬取締法	1 報告の徴収・立入検査・収去(麻薬取締員が行うものを除く。)	50条の38	30万人以上市	保健所設置時	
			2 免許申請の受理および知事への送付	3条第1項			
			3 業務廃止等の届の受理および知事への送付	7条第1,3項			
			4 免許証の返納の受理および知事への送付	8条			
			5 免許証の記載事項の変更届の受理および知事への送付	9条第1項			
			6 免許証の再交付申請の受理および知事への送付等	10条			
			7 譲渡しについての大臣許可申請の受理および知事への送付	24条第11項			
			8 麻薬廃棄届の受理・立ち会いおよび知事への送付	29条			
			9 麻薬事故届・調剤済麻薬廃棄届の受理および知事への送付	35条第1,2項			
			10 免許が失効した場合等の措置の届出および知事への送付	36条			
			11 麻薬卸売業者の報告の受理および知事への送付	46条			
			12 麻薬小売業者の報告の受理および知事への送付	47条			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
			13 麻薬管理者の報告の受理および知事への送付	48条			
			14 麻薬研究者の報告の受理および知事への送付	49条			
			15 向精神薬卸売業者等の免許申請の受理および知事への送付	50条			
			16 向精神薬営業者についての7条から10条の準用	50条の4準用			
			17 向精神薬試験研究施設設置者登録申請の受理および知事への送付	50条の5			
			18 向精神薬試験研究施設設置者についての7条から10条の準用	50条の7準用			
			19 向精神薬卸売業者等取扱責任者設置届の受理および知事への送付	50条の20			
			20 向精神薬取扱者の事故の届出の受理および知事への送付	50条の22			
			21 薬局開設者等の別段の申し出の受理および知事への送付	50条の26			
			22 特定麻薬等原料卸小売業者業務届出の受理および知事への送付	50条の27			
			23 特定麻薬等原料卸小売業者業務廃止届出の受理および知事への送付	50条の28第1項			
			24 特定麻薬等原料卸小売業者の事故等届出の受理および知事への送付	50条の33			
保健8	毒物及び劇物取締に関する事務	毒物及び劇物取締法	1 特定毒物研究者の許可	6条の2	30万人以上市	保健所設置時	
			2 毒物劇物取扱者試験願書の受理および知事への送付	8条の1第3項			
			3 特定毒物研究者の許可の変更・廃止届出の受理	10条の2			
			4 廃棄物の回収、毒性の除去等の命令(特定毒物研究者)	15条の3			
			5 登録、許可の効力失効時の届出の受理(特定毒物研究者・使用者)	21条第1項			
			6 業務上取扱者の届出の受理等	22条第1,3,4,6項			
		毒物及び劇物取締法施行令	7 特定毒物の使用者の指定	令11,16,22,28条			
			8 特定毒物実施指導員の指定	令13,18,24条			
			9 燻蒸作業場所の指定	令30条			
保健9	医師・薬剤師等に関する事務	医師法・歯科医師法・薬剤師法・保健師助産師看護師法・診療放射線技師法・臨床検査技師法、衛生検査技師等に関する法律・理学療法士及び作業療法士法・視能訓練士法・歯科技工士法	1 免許申請書の受付		30万人以上市	保健所設置時	
			2 免許書換交付申請書の受付				
			3 免許再交付申請書の受付				
			4 免許返納申請書の受付				
			5 申請書の知事への進達				
			6 免許の交付				
			7 従事者届の受付、知事への送付				

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
保健 10	栄養士・調理師に関する事務	栄養士法 (健康推進課)	1	栄養士の免許の申請の受付および申請書の知事への送付	第2条第1項	30万人以上	保健所設置時
			2	栄養士免許証の交付に係る経由事務	第4条第2項		
		栄養士法施行令 (")	3	栄養士免許の申請受理	第1条第1項		
			4	管理栄養士免許申請の受理	第1条第2項		
			5	管理栄養士の免許書の交付	第1条第3項		
			6	栄養士名簿の訂正の申請の受付および申請書の知事への送付	第3条第1項		
			7	管理栄養士名簿の訂正の申請の受付および申請書の知事への送付	第3条第3項		
			8	栄養士名簿の登録の抹消の申請の受付および申請書の知事への送付	第4条第1項		
			9	管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理および申請書の知事への送付	第4条第2項		
			10	栄養士免許証の書換え交付の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに栄養士免許証の交付	第5条第1項		
			11	管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受付及び申請書の知事への送付並びに栄養士免許証の交付	第5条第2項		
			12	栄養士免許証の再交付の申請の受付及び申請書の知事送付並びに栄養士免許証の交付	第6条第1項		
			13	管理栄養士免許証の再交付の申請の受付及び申請書の知事送付並びに栄養士免許証の交付	第6条第2項		
			14	栄養士・管理栄養士免許証の返納の受付及び知事への送付	第6条第5項		
			15	管理栄養士免許証の再交付の申請の受付及び申請書の知事への送付	第6条第6項		
			16	管理栄養士免許証の返納の受付及び知事への送付	第8条第2項		
			栄養士法施行規則	17	免許証の返納の受理および県への送付(施行令第6条第5項と同じ)	第4条第2項	
		調理師法	18	免許の申請の受理及び申請書の知事への送付	第3条第1項	30万人以上	保健所設置時
			19	調理師試験の受験願書の受理及び県への送付(合格書の交付に係り事務は除く)	第3条の2第1項		
			20	業務に従事する調理師の氏名等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付	第5条の2第1項		
			21	調理師免許証の交付	第5条第3項		
		調理師法施行令	22	調理師の免許申請の受理等(法第3条第1項と同様)	第1条		
			23	名簿の訂正の申請の受理及び申請書の知事への送付	第11条		
			24	名簿の登録の消徐の申請の受理及び申請書の知事への送付	第12条第1項		
			25	免許証の書換え交付の申請の受理及び申請書の知事への送付並びに免許証の交付	第13条第2項		
			26	免許証の再交付の申請の受理及び申請書の知事への送付並びに免許証の交付	第14条第2項		
			27	免許証の返納の受付及び知事への送付	第14条第4項及び第15条		

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考	
農林1	農地転用に関する事務	農地法	1	2ha以下の農地転用許可	第4条第1項	全市(町は体制整備を条件に移譲する)	H19.4	
			2	2ha以下の農地転用許可(権利移動に伴うもの)	第5条第1項			
			3	許可条件の添付	第4条第4項			
			4	許可条件の添付	第5条第3項			
			5	農業会議への諮問	第4条第3項			
			6	農業会議への諮問	第5条第3項			
			7	職員の立入調査等	第82条第1項			
			8	立入調査等に係る通知、公示	第82条第3項			
			9	立入調査等に伴う損失補償	第82条第5項			
			10	土地の状況等に関する報告の徴取	第83条			
			11	違反転用に対する処分	第83条の2			
農林2	農地等の権利移動に関する事務	農地法	1	農地等の権利移動の許可	第3条第1項	全市町	H19.4	
			2	許可条件の添付	第3条第3項			
農林3	農地等の賃貸借に関する事務	農地法	1	農地等の賃貸借の解約等の許可	第20条第1項	全市町	H19.4	
			2	農業会議への諮問	第20条第3項			
			3	許可条件の添付	第20条第4項			
農林4	農用地区域内における開発に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律	1	農用地区域内における開発行為の許可	第15条の2第1項	全市(町は体制整備を条件に移譲する)	H19.4	
			2	許可条件の添付	第15条の2第5項			
			3	農業会議への諮問	第15条の2第6項			
			4	違法な開発行為の中止または復旧命令	第15条の3			
			5	農用地区域外における開発行為についての勧告	第15条の4第1項			
			6	勧告内容の公表	第15条の4第2項			
農林6	土地改良事業に関する事務	土地改良法	1	土地改良事業に関する認可公告後の、土地の形質変更、工作物の新築、改築、修繕および物件の附加増置の許可	第122条第2項ただし書(第95条第1項に規定する土地改良事業に関するものに限る。)	全市町	H19.4	
農林7	入会林野等に関する事務	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	1	整備計画の適否(整備計画の変更の適否を含む。)の決定および公告	第6条(第9条)	全市町	H19.4	
			2	異議の申出についての協議命令	第7条			
			3	調停の実施、調停案の作成、調停案の受託勧告	第8条			
			4	整備計画申請の却下	第10条			
			5	整備計画の認可および公告	第11条第1項・第3項			
			6	入会林野整備に伴う金銭の供託命令	第11条第2項			
			7	整備計画に関係のある土地の分割または合併の手続	第14条第1項			
			8	整備計画に係る土地の嘱託登記、権利の取得に関し必要な嘱託登記	第14条第2項・第3項			
			9	立入調査等の実施	第25条第1項			
			10	立入調査等の損失補償	第25条第7項			

NO	事務の名称	法令名	事務項目	根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
農林8	森林法の施行に関する事務	森林法	1	林産物の搬出またはその設備のための他人の土地の使用権設定の認可および通知	第50条	全市町	H19.4
			2	森林所有者等の土地形質の変更等の承認	第58条5項		
			3	水流における工作物使用等の認可	第66条		
農林9	保安林の択伐等に関する事務	森林法	1	保安林における択伐(天然林 2)による立木の伐採の許可	第34条第1項	全市町	H19.4
			2	保安林における択伐による立木の伐採の届出の受付	第34条の2第1項		
			3	保安林における択伐による立木の伐採計画が指定施業要件(1)に適合しない場合、伐採計画の変更の命令	第34条の2第2項		
			4	保安林における間伐のための立木の伐採の届出の受付	第34条の3第1項		
			5	保安林における間伐による立木の伐採計画が指定施業要件に適合しない場合、伐採計画の変更の命令	第34条の3第2項		
			6	保安林における不正伐採に対する中止等の命令(択伐に限る)	第38条第1項		
			7	保安林における択伐の規定に違反した者に対する造林に必要な行為の命令	第38条第3項		
農林10	生産森林組合に関する事務	森林組合法	1	定款変更の認可	第100条第2項	全市町	H19.4
			2	設立認可	第100条第3項		
			3	解散および合併の認可	第100条第4項		
			4	業務または財産状況報告の徴収および資料の提出命令	第110条		
			5	業務または会計状況の検査	第111条第1項・第2項		
			6	法令等の違反に対する措置命令	第113条第1項		
			7	措置命令に従わない場合の業務の停止または役員の変更命令	第113条第2項		
			8	解散命令	第114条		
			9	解散命令通知を官報掲載とする特例	第114条の2第1項		
			10	議決、選挙および当選の取消し	第115条		
			11	助言指導等	第117条		
その他1	区域内の町または字の区域に関する事務	地方自治法	1	市町村からの区域内の町または字の区域の新設・廃止・区域変更・名称変更の届出の受理	第260条第1項	全市町	H19.4
			2	町または字の区域の新設等の告示	第260条第2項		
その他3	重要文化財の公開に関する事務	文化財保護法	1	重要文化財の所有者等以外による公開の許可、許可の取消、公開停止命令	第53条	30万人以上	H19.4

4 . 個別法に基づき移譲できる事務権限

NO	事務の名称	法令名	事務項目		根拠条項	移譲対象市町	移譲可能時期	備考
個別法1	県道の管理に関する事務	道路法	1	県管理道路(当該市の区域内に存するものに限る)の管理	第17条第2項	30万人以上市	-	
個別法2	屋外広告物に関する事務	屋外広告物法	1	法第3 - 5,7,8条による条例の制定・改廃	第28条	全市町(景観行政団体の市町に限る)	-	
			2	特定地域又は場所についての広告物の表示又は物件設置の禁止又は制限	第3条第1項			
			3	特定物件についての広告物の表示又は物件の設置の制限	第3条第2項			
			4	広告物の表示又は設置の制限の許可または制限	第4条			
			5	広告物及び掲出物件の形状その他の設置の方法の基準	第5条			

滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会
権限移譲検討部会 協議経過および名簿

1. 協議経過

回	部会区分	開催日	開催場所	協議事項
1	全体	平成17.7.14	県庁新館大会議室	【基調講演】 テーマ：「これからの地方自治と権限委譲のあり方について」 講師：同志社大学大学院総合政策科学研究科 新川達郎 教授
				・権限委譲の現状と今後の検討の進め方について ・(仮称)さらなる権限委譲基本計画(素案)について
2	全体	平成17.8.12	県庁新館大会議室	・(仮称)さらなる権限委譲基本計画(案)について ・分野ごとの検討にあたってのグルーピングについて
3	福祉・教育グループ	平成17.10.19	県庁別館3-B会議室	・分野ごとの権限移譲の推進の考え方(案)について ・移譲が望ましい事務権限の調査(案)について
	環境・農業グループ	平成17.10.28	県庁本館3-B会議室	
	生活・まちづくりグループ	平成17.10.31	県庁別館3-B会議室	
4	福祉・教育グループ	平成17.12.27	県厚生会館4-A会議室	・移譲対象事務権限一覧(案)の整理について ・市町から移譲提案された事務権限について 県から追加で移譲提案された事務権限について ・分野ごとの権限移譲の推進の考え方(案)について
	環境・農業グループ	平成17.12.26	県厚生会館4-A会議室	
	生活・まちづくりグループ	平成17.12.27	県厚生会館4-A会議室	
5	福祉・教育グループ	平成18.1.18	県厚生会館4-A会議室	・さらなる権限移譲基本計画(案)について
	環境・農業グループ	平成18.1.18	県厚生会館4-A会議室	
	生活・まちづくりグループ	平成18.1.19	県厚生会館4-A会議室	

2. 名簿

福祉・教育グループ

(敬称略)

市町名	職名	氏名	備考
大津市	総務部政策監	服部 彰	グループリーダー
守山市	総務部長	伊藤 五作	
甲賀市	総務部次長	一宮 守	
米原市	総務部長	石田 英雄	
志賀町	企画財政課長	音島 良治	
日野町	企画振興課長	竹村 喜久夫	
多賀町	総務課長	大矢 勝	
近江町	総務課長	北村 圭弘	平成17年10月1日合併、米原市に
虎姫町	総務企画課長	高橋 和雄	
高月町	総務企画課長	杉野 吉一	
西浅井町	総務企画課長	島内 博	
滋賀県	健康福祉部次長	井上 正	グループサブリーダー
滋賀県	総務部次長	堀 正基	権限移譲検討部会座長
滋賀県	教育委員会事務局教育次長	田中 洋一	

環境・農業グループ

市町名	職名	氏名	備考
彦根市	総務部次長	古野 芳実	グループリーダー
栗東市	総務部次長	林 佐一	第1-3回部会:市長公室長 乾澤 亮
高島市	総務課長	金谷 一夫	
東近江市	総務部次長	西田 紀雄	
蒲生町	総務企画課長	岡 豊司	平成18年1月1日合併、東近江市に
竜王町	政策推進課長	小西 久次	
能登川町	総務課長	木下 勉	平成18年1月1日合併、東近江市に
秦荘町	総務課長	西川 博司	
愛知川町	総務課長	姓 農明彦	
湖北町	総務課長	竹本 久隆	
木之本町	総務課長	高橋 徳繁	
滋賀県	琵琶湖環境部次長	伊藤 信	グループサブリーダー
滋賀県	政策調整部次長	中村 順一	
滋賀県	農政水産部次長	江崎 喜久雄	

生活・まちづくりグループ

市町名	職名	氏名	備考
草津市	企画部次長	林田 久充	グループリーダー
長浜市	企画政策課長	峯 正貴	
近江八幡市	総務部次長(兼防災対策室長)	小泉 登喜夫	
野洲市	総務部次長	前田 健司	
湖南市	総務部長	小菅 富夫	
安土町	総務課長	堤 良彦	
豊郷町	総務課長	中村 茂喜	
甲良町	総務課長	野瀬 喜久男	
浅井町	総務課長	寺居 寿彦	
びわ町	総務課長	江畑 平夫	
余呉町	総務課長	西野 茂	
滋賀県	県民文化生活部次長	秋山 茂樹	グループサブリーダー
滋賀県	商工観光労働部次長	金森 保明	
滋賀県	土木交通部次長	小川 義隆	

オブザーバー

オブザーバー	同志社大学大学院教授	新川 達郎	
--------	------------	-------	--